



REPORT
2022

目黒信用金庫の現況

基本方針

国民大衆の地域金融機関として地域社会の発展に奉仕し、その繁栄によって金庫の発展を図る。

経営理念

1. 地域金融機関としての社会的使命を全うし、地域社会の発展に寄与する。
2. 経営の健全性を堅持し、質と効率を追求した業務推進と経営体質の強化を図る。
3. 金融新時代に即応した金融サービスの提供と地域特性を生かした営業力の強化を図る。
4. 役職員の質的向上を図るとともに魅力ある職場を確立する。

目次

基本方針・経営理念	1	財務諸表	25
ごあいさつ	2	経営指標	31
令和3年度業績のご報告	3	預金業務	38
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況	5	貸出業務	40
地域密着型金融への取組み	6	リスク管理債権	44
社会貢献活動	7	証券業務	45
トピックス	8	為替・国際業務	47
地域金融円滑化のための取組み	9	会員数・出資金の推移	47
当金庫の概要	10	役職員の状況	48
内部管理基本方針	11	当金庫組織図	48
反社会的勢力に対する基本方針	11	信用金庫グループの状況	48
利益相反管理方針の概要	11	役職員の報酬体系について	49
コンプライアンス体制について	12	信金中央金庫および信用金庫業界のネットワーク	49
金融ADR制度への対応	12	金融犯罪への対応について	50
総代会制度について	13	預金保険制度について	51
業務のご案内	15	当金庫の沿革	52
各種サービス	17	各種手数料	53
リスク管理体制について	18	開示項目一覧	54

ごあいさつ

会員の皆様には、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、心から感謝申し上げます。

ここに、令和3年度の決算報告にあたり、ご挨拶申し上げます。

令和3年度のがわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い緊急事態宣言等が発令され、飲食業や観光業を中心に経済活動が大幅に制約されたことにより厳しい状況が続きました。9月末には緊急事態宣言が解除されたことから経済活動の正常化に向けて明るい兆しが見えてきましたが、年明けには新たな変異株の出現により感染が再拡大したため、企業を取り巻く環境は極めて厳しい状況が続きました。さらに、世界的な半導体・原材料部品の供給不足の中で、資源価格も高騰し、2月下旬にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻が開始されたことにより、エネルギー価格の急騰や食料品価格の上昇が顕著になり、資源輸入国である日本の経済に大きな影響が始めました。



特に当金庫の主要な取引先である中小企業・小規模事業者においては、経営者の高齢化や後継者難、慢性的な人手不足といった構造的問題に加え、新型コロナウイルス感染症により人や物の移動が制限されたことで、経済活動の停滞や事業環境の激変を招き、大きな困難に直面いたしました。

令和3年度の事業につきましては、今年度より新しくスタートしました長期計画「めぐろチャレンジ100年Stride2021～Sure・Speed・Synergy」の基本的理念「創業100年に向けて力強く踏み出し「半径500m」を磨き上げる」のスタートの年度として、地域社会の発展に奉仕するという基本方針を再認識し、地域のお客さまに「感謝」の気持ちを強く持って、業務運営に積極的に取り組んでまいりました。

また、業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備に係る「内部管理基本方針」のもと、コンプライアンス態勢の充実・強化を図ると共に、地域金融機関として身の丈に合った本業に集中し、お客さま・地域に信頼される健全性・確実性の確保および最大限の機動力を発揮してお客さま満足度やサービスの向上に努め、お客さま本位の営業を推進してまいりました。

当期の業績は、預積金残高は前期比3,192百万円増加の190,284百万円とすることができ、また、貸出金残高については新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業先支援を引き続き行い、91百万円増加の101,193百万円とすることができました。定期積金契約高は、前期比25百万円増加の48,102百万円となりました。

利益面では、低金利環境が続くなか本業重視の営業活動に注力し、経常利益380百万円(前期比29百万円減少)、当期純利益で255百万円(前期比38百万円減少)を計上することができました。

なお、自己資本比率につきましては、順調な利益確保による自己資本の充実により11.06%となり、引き続き健全性を維持することができました。

令和4年度のがわが国経済は、新型コロナウイルスの感染状況とロシアを巡る地政学リスクの顕在化により、先行きが見通しにくい状況にあります。

企業業績は、ポストコロナをにらんで各種資源への需要急回復が供給不足や価格高騰を招来するなか、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を発端とした原油や食料品といった資源価格の高騰は企業収益の下押し要因となります。このような中、当金庫の主要な取引先である中小企業・小規模事業者においてもポストコロナを見据えた経営環境の変化への対応や、円安の進行と物価高で厳しい状況が続くものと考えられます。

当金庫におきましては、地域経済の発展のため、お取引先中小企業・小規模事業者が持つ技術力や将来性を重視した事業性評価に基づく融資・コンサルティング機能の一層の取り組み強化を図るとともに、金融仲介機能の更なる質の向上に向け、顧客ニーズを的確に捉えた商品やサービスをタイムリーかつスピーディーに供給することに努めてまいります。

お取引先が抱える様々な課題の解決に取り組み、地域の成長・発展に貢献する一層の努力と積極的な取り組みにより、中小企業・小規模事業者、個人・地域に対する支援に向け全力で取り組んでいく方針です。

さらに、環境問題、マネー・ローダリングおよびテロ資金供与対策、反社会的勢力への対応や一向に減らない特殊詐欺への対応、また、コンプライアンス・リスク管理態勢および顧客サポート態勢の一層の充実により、当金庫がこれまで築き上げてきた「信用」「信頼」をさらに強いものにし、地域のお客さまに「毎日感謝」の気持ちを持ち、地域金融機関としての社会的使命・役割を充分に発揮していく所存であります。

令和4年7月

理事長 矢部甲子

令和3年度業績のご報告

経営環境

令和3年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い緊急事態宣言等が発令され、飲食業や観光業を中心に経済活動が大幅に制約されたことにより厳しい状況が続きました。9月末には緊急事態宣言が解除されたことから経済活動の正常化に向けて明るい兆しが見えてきましたが、年明けには新たな変異株の出現により感染が再拡大したため、企業を取り巻く環境は極めて厳しい状況が続きました。さらに、世界的な半導体・原材料部品の供給不足の中で、資源価格も高騰し、2月下旬にはロシアによるウクライナへの軍事侵攻が開始されたことにより、エネルギー価格の急騰や食料品価格の上昇が顕著になり、資源輸入国である日本の経済に大きな影響が出始めました。

特に当金庫の主要な取引先である中小企業・小規模事業者においては、経営者の高齢化や後継者難、慢性的な人手不足といった構造的問題に加え、新型コロナウイルス感染症により人や物の移動が制限されたことで、経済活動の停滞や事業環境の激変を招き、大きな困難に直面いたしました。

このような環境の下で、地域と運命共同体関係にある当金庫は、厳しい環境に置かれている地域経済の持続的発展と地域住民の安定した生活のため、役割を充分認識し積極的な経営戦略を策定し、力強く推進していく態勢を構築してまいりました。

事業方針

令和3年度の事業につきましては、今年度より新しくスタートしました長期計画「めぐろチャレンジ100年Stride2021～Sure・Speed・Synergy」の基本的理念「創業100年に向けて力強く踏み出し「半径500m」を磨き上げる」のスタートの年度として、地域社会の発展に奉仕するという基本方針を再認識し、地域のお客さまに「感謝」の気持ちを強く持って、業務運営に積極的に取り組んでまいりました。

また、業務の健全性・適切性を確保するための態勢整備に係る「内部管理基本方針」のもと、コンプライアンス態勢の充実・強化を図ると共に、地域金融機関として身の丈に合った本業に集中し、お客さま・地域に信頼される健全性・確実性の確保および最大限の機動力を発揮してお客さま満足度やサービスの向上に努め、お客さま本位の営業を推進してまいりました。

主要な経営指標の推移

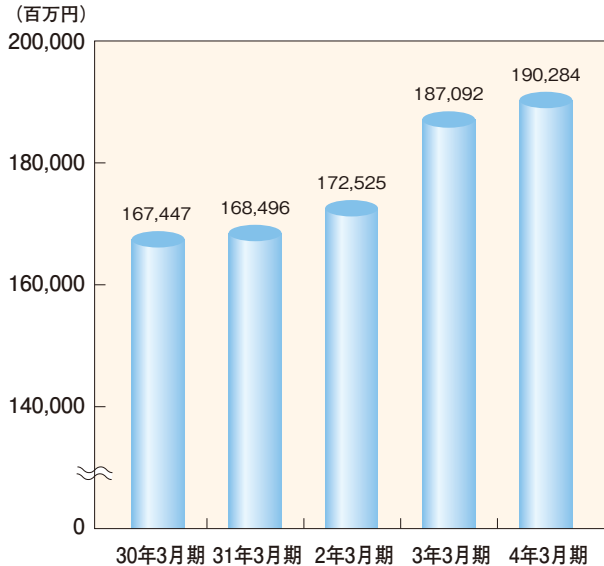
(単位：百万円)

	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
経常収益	2,468	2,429	2,427	2,435	2,397
業務純益	361	377	350	418	369
コア業務純益	220	286	224	337	307
経常利益	365	371	368	410	380
当期純利益	253	258	259	293	255
預積金残高	167,447	168,496	172,525	187,092	190,284
貸出金残高	90,642	91,017	93,228	101,101	101,193
有価証券残高	37,890	39,553	37,623	39,189	44,501
総資産額	183,508	184,985	188,789	203,954	207,417
純資産額	10,773	11,241	11,062	11,432	11,431
出資総額	527	543	559	572	579
出資総口数(口)	10,550,066	10,877,014	11,188,694	11,440,421	11,581,388
会員数(人)	10,981	10,908	10,841	10,953	10,828
出資に対する配当金 (出資1口当たり(円))	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5
役員数	12	12	12	11	11
うち常勤役員数	7	7	7	7	7
職員数(人)	181	173	172	183	174
平均年齢(歳)	37	37	37	37	37
店舗数(店)	11	11	11	11	11
単体自己資本比率	10.23%	10.39%	10.46%	10.98%	11.06%

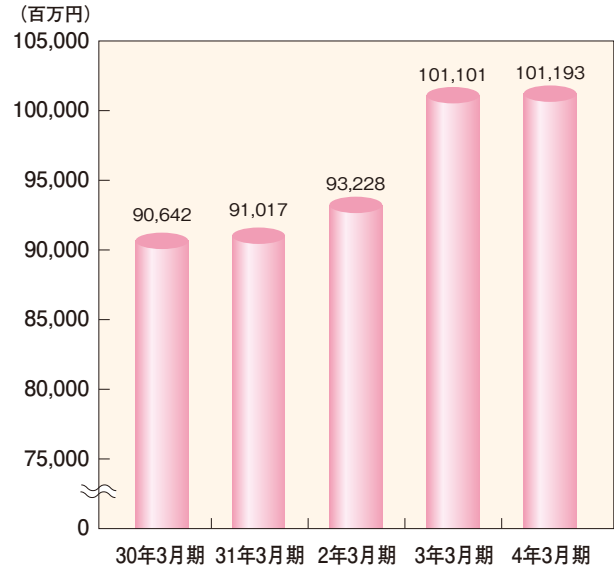
主要勘定の状況

当期の業績は、預積金残高は前期比3,192百万円増加の190,284百万円とすることができ、また、貸出金残高については新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業先支援を引き続き行い、前期比91百万円増加の101,193百万円とすることができました。定期積金契約高は、前期比25百万円増加の48,102百万円となりました。

預積金残高



貸出金残高



損益の状況

利益面では、低金利環境が続くなか本業重視の営業活動に注力し、経常利益380百万円(前期比29百万円減少)、当期純利益で255百万円(前期比38百万円減少)を計上することができました。

自己資本の状況

自己資本額につきましては、順調に利益が確保されたことにより、11,137百万円(前期比231百万円増加)となり、引き続き充実した内容を維持することができました。

当金庫のコア資本(注1)の基礎項目の総額は11,351百万円で、会員勘定以外で基礎項目に算入されるものは一般貸倒引当金の6百万円のみで、コア資本に係る調整項目(コア資本から控除する項目)の213百万円を控除し、11,137百万円が自己資本となっております。

令和3年度につきましては、自己資本の増加(231百万円)に対し、リスクアセット(資産)は前期比1,397百万円増加で推移し、自己資本比率は11.06%(前期比0.08%増加)となり、引き続き健全性、安定性が確保されています。

(注1)コア資本とは、営業上の損失に備えた、損失吸収力の高い普通出資や内部留保を中心とした質の高い資本です。

今後の展望

令和4年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染状況とロシアを巡る地政学リスクの顕在化により、先行きが見通しにくい状況にあります。

企業業績は、ポストコロナをにらんで各種資源への需要急回復が供給不足や価格高騰を招来するなか、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻を発端とした原油や食料品といった資源価格の高騰は企業収益の下押し要因となります。このような中、当金庫の主要な取引先である中小企業・小規模事業者においてもポストコロナを見据えた経営環境の変化への対応や、円安の進行と物価高で厳しい状況が続くものと考えられます。

また、金庫の経営環境としても、長引く超低金利政策の影響拡大により、お取引先と同様に昨年にも増して厳しい状況が続くことは必至であります。私ども地域金融機関にとっては、その社会的責任を認識し、取引先の中小企業・小規模事業者や商店街等地域の抱える課題の解決に取り組み、地域経済が活性化するようどう貢献していくか、引き続き存在意義が試されている時であります。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組みの状況

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、協同組織金融機関として、コンサルティング機能を積極的に発揮し、お客さまの経営等の課題解決に向けて、十分な時間をかけ実行支援を行うとともに、関係機関や外部機関と連携を図りながら、貸付条件の変更や円滑な資金供給を行ってまいります。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

平成26年度より本部融資部に経営支援課(平成29年3月より事業支援課へ名称を変更)を設置し営業店臨店指導において、営業店が行う毎月のモニタリング活動をフォロー、連携することで、より再生支援先に密着した経営支援活動に取り組みました。また、東京都よろず支援拠点等外部機関との連携をとり、より地域の中小企業及び個人のお客さまに適した経営支援活動を行っております。

3. 中小企業の経営に関する取組み状況

当金庫の基本方針である地元中心の「狭域高密度営業態勢」のなかで、その特徴を活かし、お客さまへのきめ細やかな相談態勢を形成し、コンサルティング機能を発揮していく取組みを継続しております。この地域に密着した取組みの中で、行政区等と連携した創業・新規事業への支援や経営相談、業種転換へのご相談を承り、その実現に向けて取り組んでおります。

令和3年度は、外部専門家派遣機関であり、ワンストップで経営相談ができる「東京都よろず支援拠点」によるWeb相談において、計2先の事業先のお客さまに対し経営支援活動を行いました。

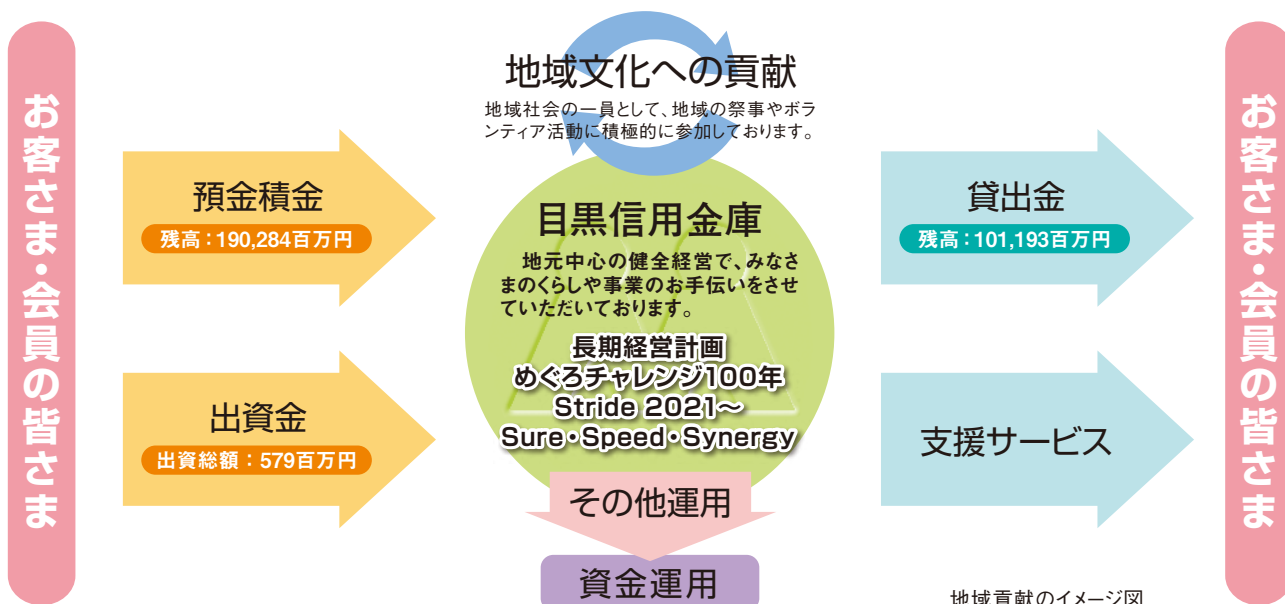
4. 地域活性化に関する取組み状況

地元のお客さまからお預かりした資金は地元で資金を必要とするお客さまに融資を行うことを基本に、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず地元における環境、文化、教育といった分野にも力を入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

5. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

なお、令和3年度に当金庫において、新規に無保証で融資をした件数は168件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は16.8%、保証契約を解除した件数は29件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)は0件です。



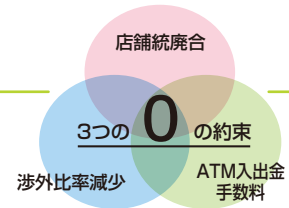
地域密着型金融への取組み

当金庫の基本方針である地元中心の「狭域高密度営業態勢」をさらに高度化、充実していくことにより「地域密着型金融」を推進してまいります。

「3つの0(ゼロ)の約束」を継続します

目黒信用金庫は、お客さまに「3つの0(ゼロ)の約束」を継続してまいります。

- ◎店舗統廃合「0」の約束
- ◎渉外比率(渉外人員 / 職員数)減少「0」の約束
- ◎ATM入出金手数料「0」円の約束(注)



(注)当金庫のキャッシュカードで当金庫のATMをご利用いただく場合

地域密着型金融の具体的な取組み

1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

狭域高密度の営業態勢という当金庫の最大の特徴を生かし、お客さまへのきめ細やかな相談態勢の中から、地域における創業支援や融資部事業支援課を中心とした企業再生支援活動を行ってまいります。

- 令和3年度創業・新事業支援融資実績 31件 217百万円
- 令和2年度創業・新事業支援融資実績 13件 95百万円

2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給方法の徹底

お客さまからのご相談を直接お伺いさせていただき営業店職員の目利き能力を向上させるべく、本部や営業店役席者の指導等により人材育成機能の充実を図りました。

中小企業の資金調達方法の多様化に向けた取組みの中で、当年度中、「動産・債権譲渡担保融資」、「財務制限条項活用融資」等の融資実績はありませんでしたが、今後も担保・保証に過度に依存せず、目利き能力の向上によりお客さまに適した融資態勢の整備を図ってまいります。

3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

「地域活性化推進委員会」を平成20年度より設置しており、地域の情報や諸問題を集積し活用することで地域経済に貢献していくことを目的としております。再開発、道路整備、駅周辺整備事業等環境変化がすすむ中、地域の生活者、事業者のお客さまに対して住み替え資金や創業資金及び移転資金など支援してまいります。

また、地域活性化への金融サービス拡大や若年層や高齢者向けに職場体験学習や年金相談等金融知識の普及にも努めております。

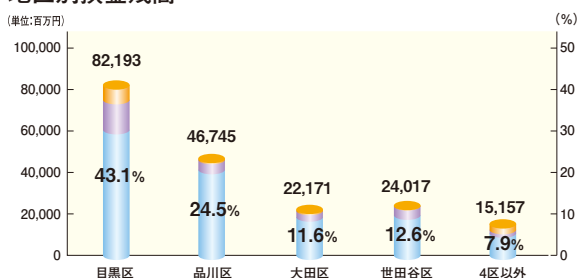
<経営改善の取組み実績> [令和3年4月～令和4年3月]

(単位:先数、%)

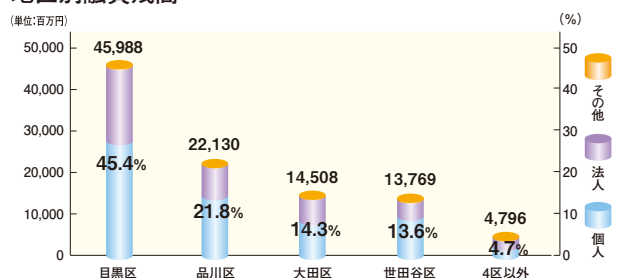
	期初 債務者数	うち経営 改善支援 取組み先数	αのうち期末に 債務者区分がラン クアップした先数	αのうち期末に 債務者区分が変化 しなかった先数	αのうち再生計 画を策定してい る全ての先数	経営改善 支援 取組み率	ランク アップ率	再生計画 策定率
	A	α	β	γ	δ	α/A	β/α	δ/α
正 常 先 ①	4,176	2	0	0	2	0%	0%	100%
霽 亮 うちその他要注先 ②	637	23	2	21	23	3.6%	8.6%	100%
霽 亮 うち要管理先 ③	4	2	0	2	2	50.0%	0%	100%
破 綻 懸 念 先 ④	9	2	0	2	2	22.2%	0%	100%
実 質 破 綻 先 ⑤	13	0	0	0	0	0%	0%	0%
破 綻 先 ⑥	1	0	0	0	0	0%	0%	0%
小計(②～⑥の計)	664	27	2	25	27	4.0%	7.4%	100%
合 計	4,840	29	2	25	29	0.5%	6.8%	100%

「地元を元気に!」が私たちの仕事です

地区別預金残高



地区別融資残高



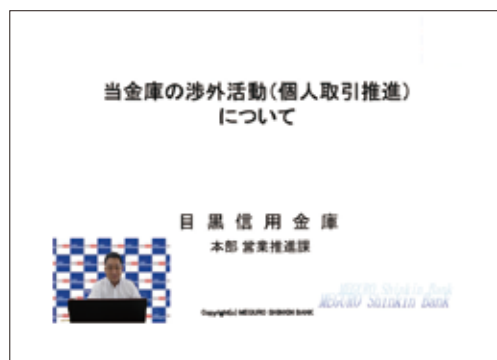
社会貢献活動

優良企業表彰への参加、「優秀賞」を受賞

東京都信用金庫協会内に設置されているしんきん協議会連合会と東京都信用金庫協会、東京事業経営者会の共催による令和3年度優良企業表彰に、本店のお取引先の森銅コード株式会社様が「優秀賞」の栄誉をお受けになりました。

キャリア教育推進への協力

「社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通じてキャリア発達を促す教育(キャリア教育)」のお手伝いとして、大学の寄付講座へ職員が講師となり、オンラインで講義いたしました。



環境保全活動の取組み

当金庫では、「地域の環境にやさしい信用金庫を目指す」を取組み方針とし、「MeGAプログラム」に参加させていただいております。その活動をもとめられ、平成31年3月に「永年取組表彰状」をいただきました。これからも「リサイクル、省エネルギー、緑化」等、地域の環境保全を図るため活動を続けてまいります。

※【MeGAプログラム】とは…

「めぐろグリーンアクションプログラム」(Meguro Green Action Program)の略称。目黒区独自の簡易版環境ISOの仕組みです。



振り込め詐欺等特殊詐欺防止へ

当金庫では、お客さまへの積極的な声掛けなど、「振り込め詐欺等特殊詐欺」防止に向けた取組みの強化を継続しております。

令和3年度におきましても、振り込め詐欺等特殊詐欺を未然に防止したことから、本店と梅丘支店が警視庁より感謝状をいただきました。



トピックス

令和4年度 入庫式

令和4年4月1日(金)、当金庫本部にて入庫式が行われ、11名(男性6名、女性5名)の職員が新たに入庫いたしました。地域の一員として、早く皆様のお役に立てるよう業務に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。



鵜の木支店仮店舗で営業がスタート

鵜の木支店の店舗建て替えに伴い、令和4年2月21日(月)より仮店舗での営業がスタートしました。
新店舗は、令和5年春開店の予定です。



「SCB ふるさと応援団」に目黒区の事業を推薦

令和4年3月、信用金庫の中央機関である「信金中央金庫」は創立70周年を記念し実施する事業「SCBふるさと応援団」に当金庫が推薦した目黒区の事業「目黒区創業者インキュベーションオフィス利用促進事業」を選定し、信金中央金庫よりその事業に対し寄附として1,000万円が贈呈されました。目黒区はこの寄附金を区内の創業者への入居料の支援等に充てるとのことです。

これに対し当金庫は目黒区青木区長より感謝状をいただきました。



地域金融円滑化のための取組み

基本方針

目黒信用金庫は、地域の中小企業及び個人のお客さまに必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客さまへの安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客さまの抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 本部専門部署(融資部・事業支援課)を通じ、経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取組みに関するきめ細やかな支援を行います。
- (2) 「金融円滑化ご相談窓口」の設置
全営業店に「金融円滑化ご相談窓口」を設置いたしました。
また、本部内に下記の通り、専用ご相談受付窓口(電話)を開設いたしました。
- (3) 本部及び営業店における態勢整備について
金融円滑化管理責任者のもと、本部及び営業店に下記責任者を配置し、本取組みがより円滑に行われるよう努めます。
本部 金融円滑化管理責任者 融資部担当役員
営業店 金融円滑化推進責任者 営業店長
金融円滑化推進担当者 融資担当役席者
- (4) 金融円滑化管理責任者は、関連する各部門と連携して「経営者保証に関するガイドライン」に基づく対応を適切に実施するための態勢整備を図ります。また、役職員に対し、同ガイドラインに基づく対応を適切に実施することを確保するために必要な事項を周知徹底いたします。
- (5) 金融円滑化管理責任者、苦情等受付窓口責任者は連携して、主債務者及び保証人からの保証契約に関する相談等に対して「経営者保証に関するガイドライン」に基づき適切に対応するための取組みを行います。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

- (1) 当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等のお申込みがあった場合など、他の金融機関等(政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む)と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。
- (2) お客さまの事業の再生又は地域経済の活性化に資する事業活動を支援するに当たって、地域経済活性化支援機構と緊密な連携を図ります。

※なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情・相談は、次の相談窓口をご利用ください。

目黒信用金庫 金融円滑化専用相談受付窓口
電話番号 03-3719-0114(直通)



企業再生への取組み

当金庫は本部内に融資部事業支援課を設置しており、「企業再生支援グループ」から継続して、令和3年度までに延べ92先の再生支援先を選定し、活動を行っております。今後も「感謝されるサービス」の提供という基本理念のもと、地域経済の活性化に貢献してまいります。

金融商品に係る勧誘方針について

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験および財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

「個人情報保護」への取組み

当金庫は、これまで、お客さまからお預りした情報は、守秘義務のもと徹底した管理を行ってまいりました。また、「個人情報の保護に関する法律」の全面施行にともない、さらなる個人情報の適切な保護と利用を図るため、「個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)」を制定しております。(店頭及び当金庫ホームページ (<https://www.shinkin.co.jp/meguro/privacy/policy.pdf>) で公表しております。)

個人情報の取扱いに関する庫内ルールを定めた各種規程等の整備やシステム面の改善、職員研修を推進することにより、お客さまの大切な情報の保護を徹底いたします。

「預金者保護法」への取組み

キャッシュカードの偽造や盗難により、お客さまの預金が不正に引き出される被害にあわれた場合に、「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(預金者保護法)の趣旨に則り、当金庫においても「キャッシュカード規程」等を改定し、補償を行う態勢を整えております。

また、その対策として、令和3年7月よりICキャッシュカードの導入や、類推されやすい暗証番号(生年月日、電話番号)の登録防止に対するシステム改善、ATMコーナーのセキュリティ強化等対策を実施しており、今後も安心してお取引いただけるよう安全対策の充実に努めてまいります。

貸出運営についての考え方

当金庫は、「基本方針」、「経営理念」を基礎として、各種リスクを考慮に入れながら、地域経済や地元のための小口融資の推進に徹し、地域に根ざした信用金庫として、地元でお預りした資金は地元のために還元する精神をモットーとして、今後ともお客さまが必要とされるときに必要な資金を低利に安定的に供給してまいります。

当金庫の概要

当金庫の概要

設立	大正12年8月1日	出資金	5億79百万円
会員数	10,828名	本店	東京都目黒区中目黒3-1-30
店舗数	11店舗(その他2出張所)	従業員数	181名

店舗一覧

●目黒区(5店舗・2出張所・1本部)

本店 ATM	目黒区中目黒3-1-30
	東急東横線中目黒駅・駒沢通り沿い (東京共済病院出張所) ATM 目黒区中目黒2-3-8 (目黒区役所出張所) ATM 目黒区上目黒2-19-15 TEL.(3719)0111(代表)
上目黒支店 ATM	目黒区上目黒2-49-17
	東急東横線祐天寺駅・目黒銀座商店街 TEL.(5704)4141(代表)
三谷支店 ATM	目黒区鷹番3-10-8
	東急東横線学芸大学駅・学芸大学本通商店街 TEL.(3711)5221(代表)
中町支店 ATM	目黒区中町2-30-11
	東急東横線祐天寺駅・中央中通り商店会 TEL.(3711)4141(代表)

洗足支店 ATM	目黒区洗足2-26-5
	東急目黒線洗足駅・洗足商店街いちょう通り TEL.(3783)5651(代表)
本部	目黒区中目黒3-1-30
	東急東横線中目黒駅・駒沢通り沿い TEL.(3719)0116(代表)
●大田区(1店舗)	
鶯の木支店 ATM	大田区鶯の木2-2-12
	東急多摩川線鶯の木駅 【仮店舗】大田区鶯の木2-14-13 栗原ビル 1F 東急多摩川線鶯の木駅・鶯の木平和会(商店街) TEL.(3759)5681(代表)
●品川区(4店舗)	
西小山支店 ATM	品川区小山6-21-18
	東急目黒線西小山駅 TEL.(3787)5411(代表)



不動前支店 ATM	品川区小山台1-11-16
	東急目黒線不動前駅・かむろ坂上 TEL.(3792)6531(代表)
二葉支店 ATM	品川区二葉3-2-12
	東急大井町線戸越公園駅 TEL.(3785)7811(代表)
荏原支店 ATM	品川区中延2-9-9
	東急池上線荏原中延駅・荏原中延東栄会(商店街) TEL.(3783)4211(代表)
●世田谷区(1店舗)	
梅丘支店 ATM	世田谷区梅丘1-26-9
	小田急線梅ヶ丘駅・梅丘商店街 TEL.(3429)8201(代表)

地区一覧

東京都 目黒区・渋谷区・品川区・世田谷区・大田区・港区・新宿区・中野区・杉並区
神奈川県(川崎市) 川崎市・幸区・中原区・高津区・宮前区

内部管理基本方針

当金庫では、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条に基づき、業務の健全性・適切性を確保するための体制整備に係る基本方針として「内部管理基本方針」を定め、以下にあげる体制を整備し、その実効性の確保に努めています。

<内部管理基本方針>

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実行性の確保に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
9. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
10. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

反社会的勢力に対する基本方針

私ども目黒信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、お客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

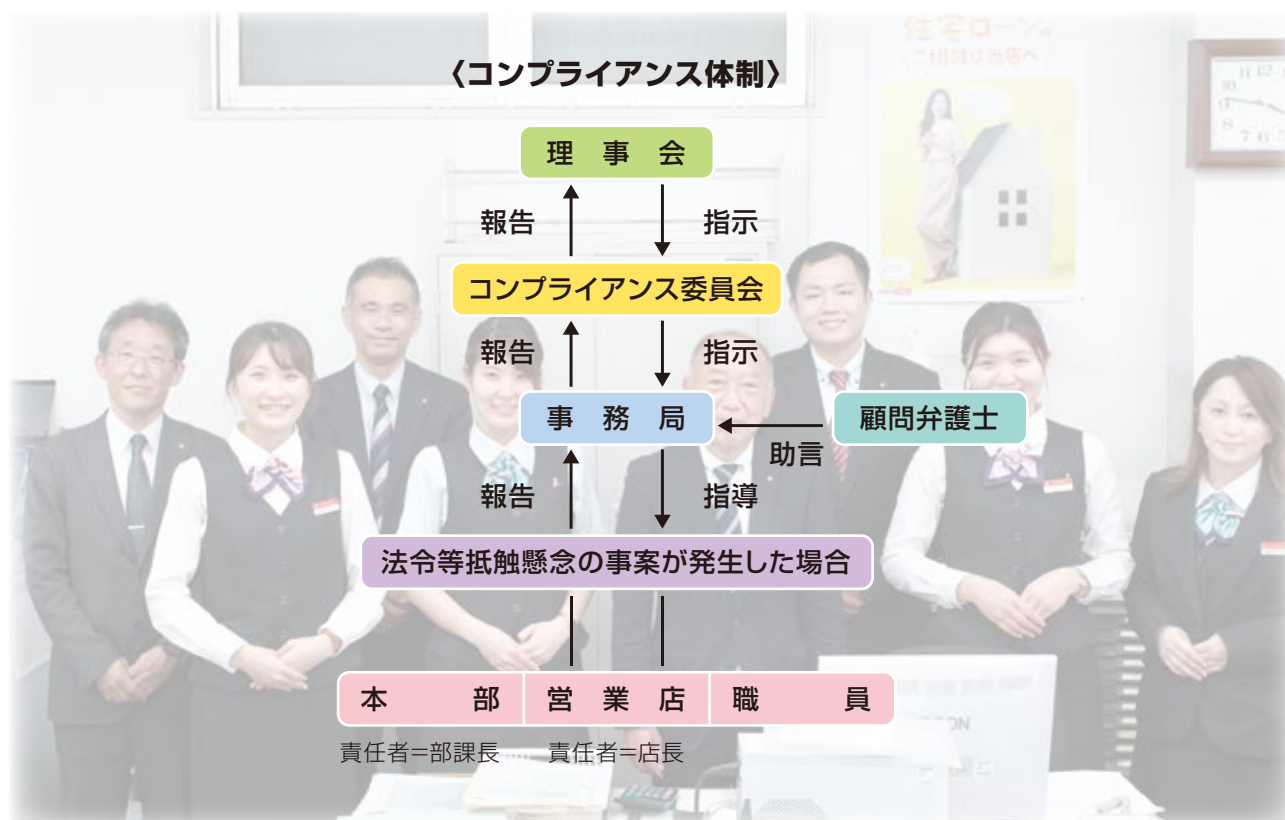
1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1)次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2)①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ①対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ②対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ③対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

コンプライアンス体制について

「コンプライアンス」とは、「法令や社会規範などのルールを守る」という企業倫理を厳正に守るという意味です。

地域社会からの信頼を営業基盤の根幹とする当金庫にとりまして、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、社会規範の遵守はもとより、モラルや遵法精神の一層の高揚を図らなければならないと考えております。

当金庫では、本部コンプライアンス室をコンプライアンス主管部署と定め、コンプライアンスに係る企画・立案・状況把握を行い、常勤役員、本部各部署の責任者で構成される「コンプライアンス委員会」で課題を検討のうえ、常務会、理事会に報告、諮問する体制としております。また、全営業店・本部各部署にコンプライアンス担当者を配置する体制としており、毎年策定されるコンプライアンスプログラムに基づき、役職員のコンプライアンス研修を定期的に行うとともに、法令違反行為の報告・相談態勢を整備し、コンプライアンス体制の充実強化に努めております。



金融 ADR 制度への対応

〈苦情処理措置〉

当金庫は、お客さまからの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は10ページ参照)、またはお客さま相談室(電話:03-3719-0116)にお申し出ください。

〈紛争解決措置〉

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等にお取り次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫お客さま相談室」にお尋ねください。

総代会制度について

1. 総代会の仕組み

総代の選任や総代会の運営方法についての基本的事項は信用金庫法で定められています。また、細則については定款に委ねられていますように、会員の自治が基本になっています。

信用金庫の会員は、1人1票の議決権を持ちすべての会員から構成される総会を通じて当金庫の経営に参加することが本来の姿です。

ここで総代会とあるのは、当金庫の場合、会員数が多いことから会員の意見を適正かつ具体的に金庫経営に反映させるため、会員の代表である総代を合法的かつ民主的に選考・選任し、会員1人1人の意見が当金庫の経営に適正に反映されるよう総会に替えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

ここでは、総代会の仕組みと役割について具体的に説明いたします。

※48ページの組織図もあわせてご覧ください。

2. 総代候補者の選考基準について

総代候補者の選考基準は以下の通りです。

- ①当金庫の会員であること。
- ②地域における信望が厚く、総代としてふさわしい見識を有している方。
- ③当金庫の基本方針・理念をよく理解し、良識を持って正しい判断ができる方。
- ④その他総代候補者選考委員会が適格と認めた方。

3. 総代の選任方法について

①総代の定数

当金庫の総代の定数は70人以上100人以内です。

なお、令和4年6月30日現在の総代人数は78名、出資会員数は10,828名です。

②当金庫の選任区域

第1区 目黒区上目黒、駒場、大橋、東山、青葉台、五本木、祐天寺

第2区 目黒区中目黒、三田、中町、下目黒、目黒

第3区 目黒区鷹番、中央町、目黒本町、原町、南、大岡山、碑文谷、平町、柿の木坂、東が丘、八雲、中根、自由が丘、緑が丘、洗足

第4区 世田谷区、新宿区、中野区、杉並区

第5区 渋谷区、港区、品川区、大田区、川崎市川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区

③選考委員

総代選考のために会員の中から各地区に3人以上の選考委員をおきます。

④総代候補者の選考

選考委員は総代選任の必要が生じたときに総代候補者を選考します。

⑤総代の選任

総代候補者に対し会員より異議の申し立て(会員の3分の1以上)がなされなかった場合は、選任された総代名を掲示いたします。



4. 総代会の決議事項

①総代会開催日

令和4年6月24日(金)

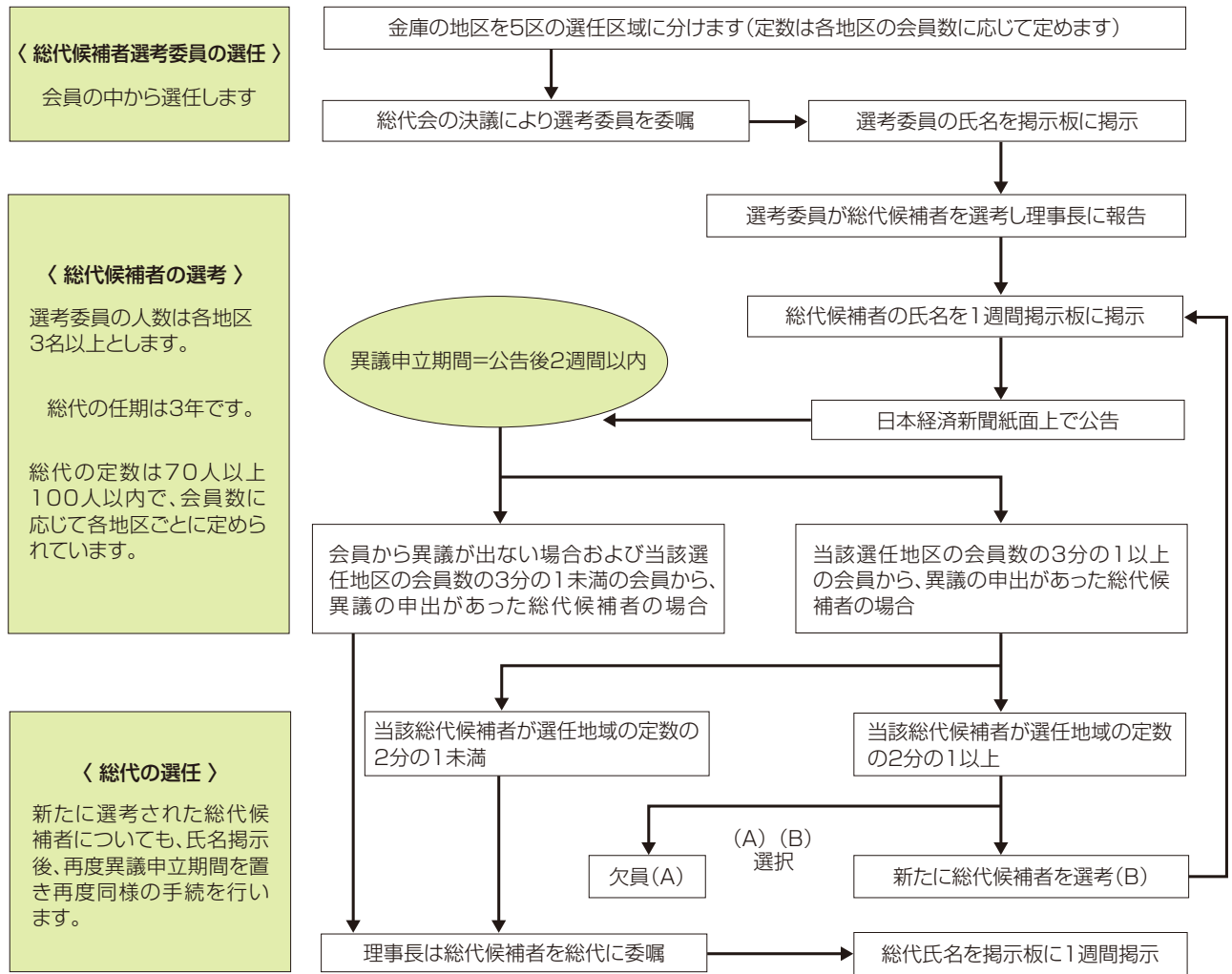
②総代会報告事項・決議事項

- ・決算報告の件(第98期) ・剰余金処分案承認の件 ・会員除名の件
- ・総代候補者選考委員20名選任の件 ・理事全員任期満了に伴う選任の件

5. 総代の属性別構成比

職業別	法人代表者53%、個人事業主28%、個人6%、法人役員13%
年代別	70代以上74%、60代17%、50代9%
業種別	不動産業42%、卸・小売業15%、製造業13%、建設業10%、サービス業8%、飲食店・宿泊業4%、運輸業1%、その他0%、個人6%

■ 総代が選任されるまでの手続き



令和4年6月30日現在

■ 総代の氏名 (敬称略 50 音順) (氏名の後に記載の数字は就任回数です。)

<p>第1区 (17名) 【目黒区上目黒、駒場、大橋、東山、青葉台、五本木、祐天寺】</p> <p>青木 茂④ 朝倉 和行⑫ 尾崎 次朗⑧ 河西 照司④ 黒沼 共栄④ 後上 輝雄⑤ 小杉 栄⑭ 齋木 達也① 佐熊とよ子④ 高橋 勝巳④ 谷崎 晴保③ 團村 守男⑧ 橋本 昌雄⑩ 平沢 省之④ 増田 孝⑦ 森銅 一① 山本 順一④</p>
<p>第2区 (7名) 【目黒区中目黒、三田、中町、下目黒、目黒】</p> <p>市川 勤⑦ 大湯 正彦① 金子富喜雄② 神山 昭⑦ 彦坂 孝志⑩ 平石治郎吉⑤ 宮川 恒典④</p>
<p>第3区 (17名) 【目黒区鷹番、中央町、目黒本町、原町、南、大岡山、碑文谷、平町、柿の木坂、東が丘、八雲、中根、自由が丘、緑が丘、洗足】</p> <p>池田 祐子① 伊藤 功③ 上原 晃道⑤ 片山喜一郎⑦ 川上 憲治⑤ 栗山 博好① 佐々木和義⑥ 佐藤 邦雄⑦ 澤味 孝次⑪ 椎橋 道利③ 萩原 恵一④ 平澤 和實② 藤田 勉② 古谷 利数⑥ 松永 英雄⑩ 村松 徳重⑥ 山田 昇⑩</p>
<p>第4区 (11名) 【世田谷区、新宿区、中野区、杉並区】</p> <p>大曾根 隆① 斉藤富太郎⑥ 関谷 正行⑦ 相馬 義次④ 内藤 一雄③ 中村 義弘⑫ 広田 増治⑦ 松江喜久夫⑦ 棟田 純一④ 森 鉄雄③ 山本 勉③</p>
<p>第5区 (26名) 【渋谷区、港区、品川区、大田区、川崎市川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区】</p> <p>相川 政彦⑤ 浅井 悦三⑦ 石坂 通朗④ 掛川 正昭⑥ 加藤 勝美⑧ 加藤 貴久① 鍋木 智百② 剣持 豊② 河野 元英⑥ 小山 和人② 斎藤 和彦⑥ 桜井 稔一⑩ 鈴木 栄一⑤ 高桑 米彦① 高橋 友一⑧ 高緑 裕治① 田辺 耕司① 谷口 行洸⑫ 永井 長衛⑦ 林 正章⑦ 原田 敬悟⑦ 古川 温⑦ 松本 幹久③ 山野 吉男④ 渡邊 和雄④ 渡邊 義雄⑧</p>

令和4年6月30日現在

業務のご案内

預 金

種 類	特 色	期 間	お預け入れ金額
定期性総合口座 ・普通預金 ・定期預金 ・定期積金	普通預金と定期預金・定期積金が1冊にセットされた便利な通帳です。いざという時、この定期性預金の90%以内、最高200万円まで自動融資を受けられお支払いにも役立ちます。	・普通預金 出し入れ自由です。 ・定期預金 自動継続扱い ・定期積金 満期日まで	・1円以上いつでも ・10,000円以上一括お預け入れ ・毎月一定金額
普通預金	自由に出し入れでき、公共料金などの自動支払い、給与・年金など自動受取りができます。キャッシュカードもご利用ください。	・いつでも出し入れ自由です。	・1円以上 ・現金のほか小切手・手形もお預かりします。
決済用普通預金	お利息はつきません。公共料金の自動支払い等決済口座にご利用いただけます。預金保険制度により全額保護されます。	・いつでも出し入れ自由です。	・1円以上 ・現金のほか小切手・手形もお預かりします。
当座預金	会社・商店のお取引に必要な支払い小切手・手形をご利用いただけます。	・いつでも出し入れ自由です。 ・ただしお引き出しは小切手をご利用いただきます。	・1円以上 ・ただしお利息は付きません。
通知預金	1週間以上ご予定のない、まとまった資金を一時的に有利にお預かりします。普通預金よりお利息がおトクです。	・7日以上 ・お引き出しは8日目以後、2日前までにご通知ください。	・10,000円以上1円単位
納税準備預金	税金をラクに納めるため、日頃から準備していただくご預金です。お利息は非課税です。ただし納税外目的のお引き出しは普通預金利率で課税対象になります。	・いつでもお預け入れできます。	・1円以上1円単位
定期積金 アタック100万円積金	・毎月ムリのないお積み立てで確実に資金づくりができます。 ・100万円目標のアタック積金	・6カ月～5年 ・3年、4年、5年	・毎月の掛金は1,000円単位 ・3年30,000円 4年25,000円 5年20,000円
貯蓄預金 (金額階層別金利型)	・300万円以上、100万円以上、50万円以上、10万円以上、10万円未満の5段階金利 ・普通預金との間でスイングサービスのお取扱いもできます。 ・キャッシュカードもご利用ください。	・いつでも出し入れできます。 ・ただし公共料金の自動支払い及び給与、年金、配当金などの自動受取りはできません。	・1円以上1円単位
スーパー定期預金	いま、いちばん身近な定期預金として利用されています。個人の3・4・5年ものは半年複利で有利です。	・定型方式 1カ月・3カ月・6カ月・1年・2年・3年・4年・5年 ・満期日指定方式 1カ月超5年未満	・100円以上1円単位
期日指定定期預金	・お預け入れ1年経過後、1カ月前までの通知で満期日を任意に指定できます。 ・一部お引き出しもできます。 ・1年複利の高利回り ・満期日一括課税計算で有利です。	・1年以上最長3年	・100円以上300万円未満 ・通帳は1万円以上300万円未満
変動金利定期預金	・お預け入れ後も6カ月毎に金利の見直しが行われます。 ・個人の3年ものは半年複利で満期日一括課税計算で有利です。	単利型 ・定型方式 1年・2年・3年 ・満期日指定方式 1年超3年未満 半年複利型(個人)3年	・100円以上1円単位
大口定期預金	1,000万円以上の大口資金を最も高利回りに運用できます。	・定型方式 1カ月・3カ月・6カ月・1年・2年・3年・4年・5年 ・満期日指定方式 1カ月超5年未満	・1,000万円以上1円単位
財形貯蓄	国と事業者とくめぐろが協力し、勤労者の老後・住宅・財産づくりのお手伝いをする有利な天引き積み立て預金です。	・ご契約時の年齢が55歳未満 ・一般財形貯蓄3年以上 ・財形年金貯蓄5年以上 ・財形住宅貯蓄5年以上	財形年金と財形住宅と合計で1人元金550万円まで非課税です。
後見制度支援預金	成年後見制度利用者の財産保護が目的であり、お取引には家庭裁判所発行の「指示書」の提出が必要です。	・期間の定めはありません。	・1円以上
めぐろ相続資金専用定期預金	初回(1年)のお預け入れに限り、店頭金利(スーパー定期・大口定期預金)に一定の利率を上乗せいたします。	・1年	・100円以上1円単位

融 資

対 象	種 類	お 使 い み ち	ご 融 資 額	期 間	担 保 ・ 保 証 人
個 人	カードローン	お使いみちは自由です。ショッピング、レジャーなどライフアッププランにお使いください。	・30万円型 ・50万円型	毎月定額返済 3年毎更新	・担保は不要です ・しんきん保証基金が保証
	スピードローン 「応援団24」	お使いみちは自由です。最短1時間、最長24時間以内にご融資の可否回答が可能です。	・300万円まで	・7年以内 (5万円単位)	・担保は不要です ・(株)クレディセゾンが保証
	新型個人ローン 「応援団 NEXT」	お得な金利で新登場。買い物・趣味・旅行・結婚資金などにお使いください。	・500万円まで	・7年以内	・担保は不要です ・SMBC ファイナンスサービス(株)が保証
	新型個人ローン 「応援団 NEXT2」	リフォーム資金専門のローンです。低利で簡単。リフォーム資金であれば借り換え時旧債を合算できます。	・1,000万円まで	・15年以内	・担保は不要です ・SMBC ファイナンスサービス(株)が保証
	新型個人ローン 「応援団 NEXT3」	教育資金をお得な金利で提供します。入学金・学費など教育に関する資金にお使いください。	・1,000万円まで	・15年以内 在学中据置可能	・担保は不要です ・SMBC ファイナンスサービス(株)が保証
	新型個人ローン 「応援団 NEXT4」	介護に要する資金などバリアフリーに特化した、たいへんお得な金利のローンです。	・500万円まで	・7年以内	・担保は不要です ・SMBC ファイナンスサービス(株)が保証
	新型個人ローン 「応援団 NEXT50」	手続き簡単、スピーディー。お使いみちもワイドにご利用いただけます。	・50万円まで	・7年以内	・担保は不要です ・SMBC ファイナンスサービス(株)が保証
	新型個人ローン 「応援団 NEXT100」	手続き簡単、スピーディー。お使いみちもワイドにご利用いただけます。	・100万円まで	・7年以内	・担保は不要です ・SMBC ファイナンスサービス(株)が保証
	マイカーローン CF21	自家用車(新車・中古車)及びバイクの購入や部品・車検などにお使いください。	・1,000万円まで	・10年以内	・担保は不要です ・SMBC ファイナンスサービス(株)が保証
	エコマイホーム NEXT	環境にやさしい居宅の増改築資金、住宅設備機器の購入資金等の費用にご利用ください。	・1,000万円まで	・15年以内	・担保は不要です ・SMBC ファイナンスサービス(株)が保証
	教育プラン	大学等進学資金	・1,000万円以内 (日本政策金融公庫 教育一般貸付350万円・15年以内もご利用いただけます。)	・16年以内 最大据置4年以内	・担保は不要です ・しんきん保証基金が保証
	カーライフプラン	マイカーの購入、車検等の資金	・1,000万円以内	・10年以内	・担保は不要です ・しんきん保証基金が保証
	福祉プラン	介護が必要な高齢者等の日常生活の便宜を図るための資金	・500万円以内	・5年以内	・担保は不要です ・しんきん保証基金が保証
	リフォームプラン	自宅の増改築、修繕、インテリア・キッチンの改装資金に	・1,000万円まで	・15年以内	・担保は不要です ・しんきん保証基金が保証
	住宅ローン 「大黒柱」	預金金利連動型の住宅ローンです。お客様のお取引に応じて最大0.8%の金利を優遇いたします。	・8,000万円まで	・35年以内	・保証人不要 ・不動産担保が必要 ・しんきん保証基金が保証
	住宅ローン 「安心住宅」	変動金利・固定金利選択型のお借入方法が選択できます。	・1億円まで	・35年以内	・保証人不要 ・不動産担保が必要 ・全国保証(株)が保証します
	住宅ローン	マイホームの取得・新築・増改築にご利用いただけます。		・35年以内	・原則、保証人1名以上 ・不動産担保が必要
賃貸住宅ローン	アパート・マンション・貸しビルなどの新築、購入及び増改築にご利用いただけます。		・30年以内	・原則、保証人1名以上 ・不動産担保が必要	

事業者	一般貸付	商業手形の割引、手形貸付、証書貸付、当座貸越など運転資金、設備資金、季節資金にご利用ください。
	事業者カードローン	法人または個人事業主の方で、事業用の運転資金など最高1,000万円までご利用させていただきます。
	制度融資	都・区の制度融資を(めぐろ)が窓口となっております。お取扱いします。
	代理貸付	公的融資を(めぐろ)がお手伝いします。信金中央金庫、住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等のお取扱いをします。

商品利用に当たっての 注 意 事 項

- 貯蓄預金はお預け入れ額が10万円未満となると普通預金の利率が適用になります。また、金利情勢によっては普通預金との金利差、または残高の段階別の金利差が付かない場合があります。
- 納税準備預金は、原則として納税に充当する引き出し以外はできません。
- 変動金利定期預金はお預け入れ後も6ヵ月ごとに市場金利に合わせて変動します。
- 各種ローンをお使いになる場合は、原則的に過去に事故がないことが条件となります。

■ 預金業務

当金庫の「定期積金」は得意先担当者がご集金に伺う、あるいは預金口座から自動振替にて無理なく財産形成を行っていただく商品です。なかでも「アタック100万円積金」は「まず100万円貯めましょう」をスローガンとし、長年多くのお客さまにご愛顧いただいております。

■ 融資業務

個人向けには、個人ローン「応援団」、マイカーローン「CF21」、住宅ローン「安心住宅」等の商品のほか、賃貸住宅ローン等も取り扱っております。

法人向けのご融資に関しましては、運転資金や設備投資等の通常の融資に加え、社会情勢にあった緊急融資等のご相談も積極的にしております。

■ 為替業務

当金庫では、金融機関相互のオンラインを通じて全国の金融機関（銀行・信用金庫・信用組合・労金・農協他）に振込・送金・代金取立などをお取り扱いしております。また、お客さまの自宅や事業所から各種振込ができるインターネットバンキングサービスの充実により、パソコンやスマートフォン等（個人に限る）でのお取り扱いもしております。

■ 保険業務

「損害保険代理店」として「住宅ローン関連の長期火災保険」、生命保険の窓口販売として、「定額年金保険」を取り扱っております。

■ 相談業務

身近な金融相談の窓口としてご利用いただけます。FP（ファイナンシャルプランナー）や社会保険労務士、宅地建物取引士等、専門知識を持つ職員もご相談に対応させていただいております。

■ その他業務・サービス

貸金庫による貴重品の保管のほか、口座照会や振込、税金・各種料金が支払えるマルチペイメントサービスが利用可能なインターネットバンキングサービスや信用金庫のネットワークを利用した「しんきん自動集金サービス」（お客さまの取引先の取引金融機関からの代金取立）、コンビニエンスストアと提携した「コンビニ収納サービス」などのほか、リースのお取次等、各種業務を取り扱っております。

■ 渉外業務

当金庫ではこれらすべての業務やサービスをお客さまのお住まいの地区担当者（得意先係）がお取り扱いさせていただきます。お気軽にご相談、ご用命ください。



各種サービス

しんきんゼロネットサービス

<めぐろ>のキャッシュカードで、当金庫本・支店はもちろん全国の信用金庫ATMで平日の昼中（通常8時45分～18時）で入金・出金を、土曜日の昼中（通常9時から14時）で出金を無料でご利用いただけます。（本サービスの対象にならないしんきんATMが一部ございます。）

年金自動受取り

<めぐろ>で新規に年金のお受取りをご指定もしくは既にお受取りの年金をご変更いただいた方には、「お誕生日プレゼント」を毎年お届けいたします。また、年金のことで何かお困りのことがあれば、専門の職員が対応いたしますので、お気軽にご用命ください。

貸金庫

大切な土地建物権利書・預金証書・通帳・債券・貴金属などを安全に保管し、かつプライバシーが守れます。（貸金庫設置店のみのお取り扱いです）（保護預りも承ります）

しんきん電子記録債権サービス （でんさいネット）

「でんさいネット」とは、事業者の資金調達の円滑化等を図るため創設された電子記録債権制度のことで、手形や売掛金債権等が抱える問題を克服した新たな金銭債権です。法人・個人事業主のお客さまの業務効率化をサポートします。

コンビニ収納サービス

企業の販売代金等を全国のコンビニ店舗でお客さまにお支払いいただき、回収した資金の入金及び料金収納情報を企業へご提供するサービスです。

しんきん自動集金サービス

全国各地のお客さまのお取引先からの集金<代金回収>を<めぐろ>が代行します。お取引先の取引銀行・信用金庫の預金口座から毎月決まった日に自動振替で集金し、お客さまの口座に一括入金いたします。

インターネットバンキング （個人の方）

パソコンやスマートフォン等で残高照会や振込が簡単にかつ安価な振込手数料で利用できます。マルチペイメントサービスもご利用いただけます。

ビジネスインターネットバンキング （法人・個人事業主の方）

パソコンを利用して残高照会や各種振込（オンライン振込・総合振込・給与振込）が簡単にかつ安価な振込手数料で利用できます。マルチペイメントサービスもご利用いただけます。

しんきんバンキングアプリ （個人の方）



キャッシュカードをお持ちの個人のお客さまや個人向けインターネットバンキングをご利用のお客さまが、スマートフォンのアプリで口座残高や、入出金明細がいつでも確認できるサービスです。また、「スマホ通帳」をご利用になれば、過去の明細も確認でき、明細ごとにメモを記入することができます。こちらからダウンロードできます。

< iPhoneをお使いの方 >



< Androidをお使いの方 >



各種相談

お客様サポート課が得意先係と同行し、年金相談にお伺いするなど、お客さまのお役に立つサービスに努めています。お気軽にご利用ください。

リスク管理体制について

■ 基本的考え方

金融の自由化、国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取巻くリスクは、一段と複雑化、多様化しており、経営においてリスク管理の重要性が高まっております。

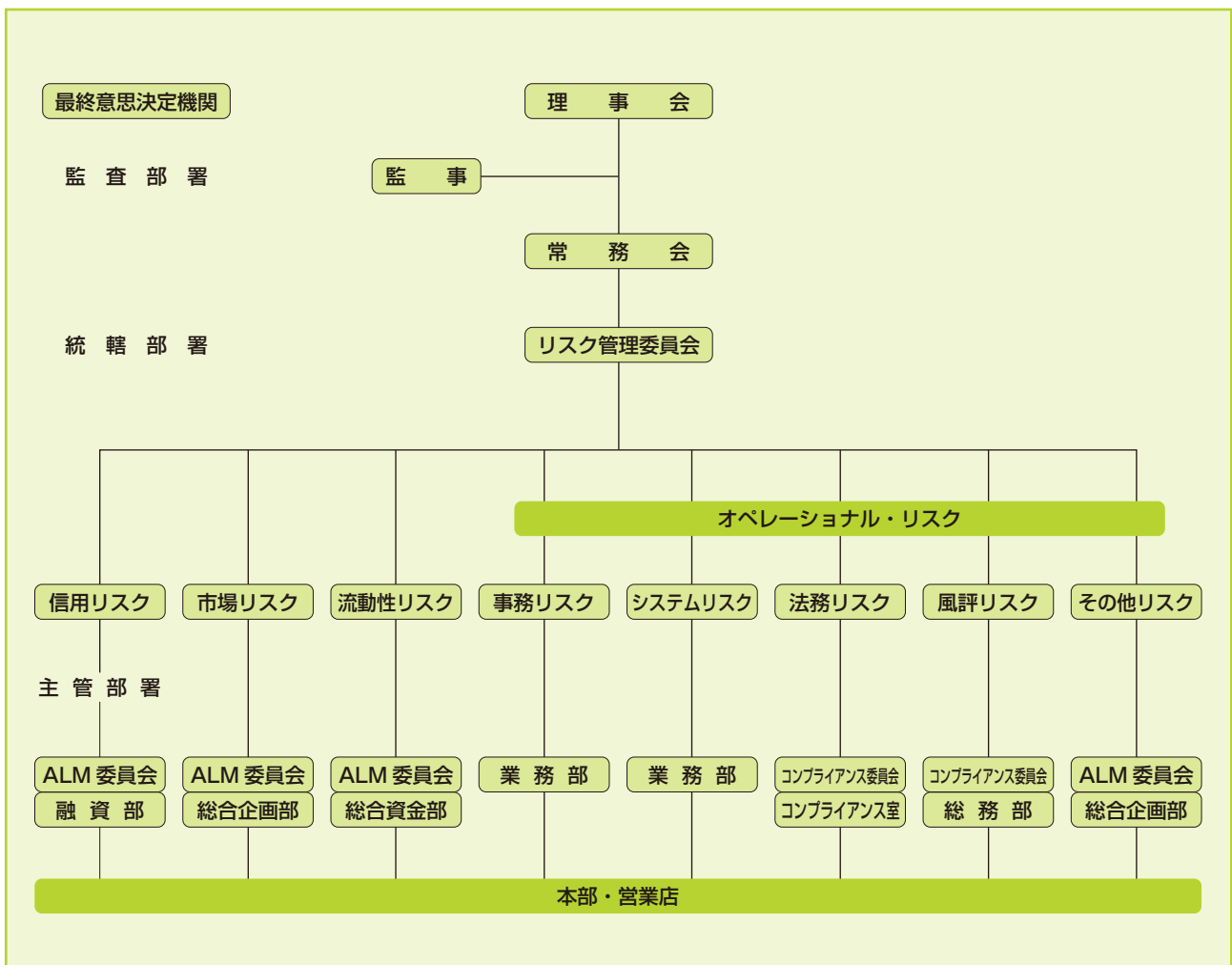
当金庫は、これらの多様なリスクを的確に把握し、経営体力と比べてリスクが過大にならないよう統合的に管理していくことが重要と考えております。

■ 統合的リスク管理態勢について

当金庫では、統合的リスク管理規程を定め、各リスクに対する管理要領のもと、業務上管理すべきリスクを8つの分野（信用リスク・市場リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク・その他リスク）に区分し、各リスク主管部署が適切に管理する態勢としております。また、これらのリスクをリスク管理統括部署が総合的に管理・コントロールを行うことで一層の経営の健全性の確保と安定的な収益確保に努めております。

今後も、統合的リスク管理態勢を通じて経営の健全性確保に努めるとともに、お客さまに対して当金庫の経営内容をわかりやすく開示、ご説明してまいります。

■ リスク管理体制について



■信用リスク

信用リスクとは、金融機関が持つ最も基本的なリスクで、主に融資先の財務状況の悪化等により、貸出金や利息が回収できなくなり損失を被るリスクです。

当金庫では、クレジットポリシー(与信判断の指針及び基本原則)の他、信用リスクに関する管理規程を定め、信用リスクを管理しております。与信案件の審査については相互牽制機能が働くよう、審査部門・営業推進部門を分離させ、厳正な審査・管理態勢の維持に努めるとともに、厳格な資産査定を行い、適切な償却・引当を実施することにより、貸出資産の健全性を図っております。また、本部内に「企業再生支援グループ」を設置し経営改善支援を行い、平成26年度からは新たに「経営支援課」(現「事業支援課」)を設置する等、貸出資産の質的な向上に努めております。これらの与信管理については、監査部がチェックを行っており、適切な与信管理体制の維持に努めております。

■市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等市場関連の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。

当金庫では、有価証券等の余資運用について、余裕資金運用規程を定め、安全性、収益性、流動性の原則の下で運用を行っております。また、市場運用部門とリスク管理部門を組織上分離し管理することで、相互牽制態勢を確立させております。価格変動リスク、金利リスク等のリスク量については、月次算出し、毎月開催されるALM委員会にて、リスク量を把握し、管理・統制しております。

■流動性リスク

流動性リスクとは、予定外の資金流失により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利で資金の調達を余儀なくされるリスクです。

当金庫では換金性の高い資産を多く保有することを心がけるとともに、突発的な資金需要にも十分対応できるよう、余裕を持った資金繰りに努めております。また、この流動性リスクが顕在化しないようリスク管理委員会を中心として厳正な管理を行っております。

■オペレーショナル・リスク

当金庫では以下の事務リスクやシステムリスク等を、オペレーショナル・リスクとして管理しております。また、特別な対応が必要となる、緊急時(災害等)のリスク対応については、別途、「コンティンジェンシープラン」を作成、整備しております。

●事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより被るリスクです。

当金庫では、本部監査部門が営業店に対して定期的に臨店監査を実施し、各営業店・本部においては、月例で自店検査を義務付け、各部門の事務処理や事務管理を厳正にチェックし、事務事故防止に努めております。また、本部内に事務指導に対する専任部署を設置し、営業店への指導を強化し事務能力の向上に努めております。

●システムリスク

システムリスクとは、コンピュータの停止や誤作動、あるいはサイバー攻撃等により、コンピュータが外部から不正利用されることにより損失を被るリスクです。

当金庫では、しんきん共同センターのホストマシンによるオンラインネットワークを利用しておりますが、防犯・防災対策に万全を期すとともに、バックアップ体制の整備や通信回線の二重化、無停電装置の設置等安全対策を実施し、しんきん共同センターと連携して災害訓練等、定期的に訓練を実施しております。運用面では、電算部門に常時専門スタッフを配置するとともに「障害時対策マニュアル」を策定する等、安定稼働のための方策を講じております。また、情報技術の進展によるシステムのオープン化・高度ネットワーク化に対する情報セキュリティを確保するため、情報資産に関するセキュリティポリシーを定めております。

●法務リスク

法務リスクとは、当金庫及びその役職員が遵守すべき法令等を逸脱し、結果的に経営の健全性や適切性を損なうリスクです。

当金庫においては、本部内にコンプライアンス委員会を設置し、企業倫理・遵法精神の徹底に取り組んでおります。

●風評リスク

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、金融機関の信用が著しく低下し、損失を被るリスクです。

当金庫ではディスクロージャー誌等により透明度の高い情報開示を積極的に行い、当金庫の経営の健全性を広くお客さまに理解していただくとともに、お客さまからの苦情、ご意見等を的確に把握し、経営改善につなげていく態勢整備に努めてまいります。

●その他リスク

人的リスクや有形固定資産の毀損・損害リスク等、上記各リスクカテゴリーに属さないリスクを「その他リスク」として管理しております。

信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化により、当金庫が損失を被るリスクです。当金庫では、信用リスクを管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、公共性、安全性、収益性、流動性、成長性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員に理解と遵守を促すとともに、個別案件審査・与信管理にあたりましては、相互牽制機能が働くよう審査部門・営業推進部門を分離させ厳正な審査・管理態勢の維持に努めるとともに、小口多数取引の推進によるリスク分散を図る等、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な資産査定を実施しております。そしてその結果をもとに、全体的な信用リスク量を把握するとともに、より精緻な信用リスクの計量化、把握に取り組んでおります。

以上の信用リスク管理につきましては、リスク管理委員会や ALM 委員会で協議検討を行うとともに必要に応じて理事会、常務会に対して報告する態勢を整備しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- ・ 法人向けエクスポージャー 株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、S&P グローバル・レーティング(S&P)、フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)
- ・ 金融機関向けエクスポージャー カントリー・リスク・スコア

信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (業種別・残存期間別) (単位: 百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3月以上延滞エクスポージャー	
	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
製造業	4,214	4,277	4,214	4,277	-	-	-	-	0	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	5,740	5,876	5,740	5,876	-	-	-	-	3	3
電気・ガス・熱供給・水道業	20	-	20	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	393	357	365	357	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	16,656	16,473	1,448	1,301	15,207	15,171	-	-	9	8
卸売業、小売業	8,942	8,787	8,942	8,787	-	-	-	-	-	-
金融業、保険業	72,534	73,912	393	400	16,423	20,415	-	-	-	-
不動産業	48,218	50,097	46,259	48,140	1,317	1,315	-	-	-	-
(内、個人による貸家業)	(36,808)	(36,947)	(36,808)	(36,947)	-	-	-	-	-	-
物品賃貸業	149	174	146	174	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門技術サービス業	3,887	4,343	3,887	4,343	-	-	-	-	-	-
宿泊業	27	24	27	24	-	-	-	-	-	-
飲食業	4,838	4,560	4,838	4,560	-	-	-	-	1	-
生活関連サービス業、娯楽業	2,014	1,928	2,014	1,928	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	697	532	697	532	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	2,870	2,940	2,870	2,940	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	3,257	2,978	2,955	2,657	300	300	-	-	0	0
国・地方公共団体等	1,767	3,571	-	-	1,767	3,571	-	-	-	-
個人	20,945	19,880	20,945	19,880	-	-	-	-	31	28
その他	4,471	4,718	5	4	-	-	-	-	-	-
業種別合計	201,648	205,435	105,774	106,188	35,016	40,774	-	-	46	40
1年以下	51,339	53,969	11,830	11,841	1,249	3,840	-	-	-	-
1年超3年以下	25,626	23,806	16,799	18,721	8,813	5,083	-	-	-	-
3年超5年以下	18,981	19,870	14,680	14,268	4,300	5,601	-	-	-	-
5年超7年以下	16,041	14,453	11,324	11,037	1,716	2,516	-	-	-	-
7年超10年以下	31,304	34,024	13,775	12,809	10,128	14,414	-	-	-	-
10年超	44,701	45,651	35,394	35,834	8,807	9,317	-	-	-	-
期間の定めのないもの	13,653	13,659	1,968	1,675	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	201,648	205,435	105,774	106,188	35,016	40,774	-	-	-	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 2. 「3月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払いが約定支払い日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資金の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金・固定資産等が含まれます。
 4. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
 6. 上記「不動産業」につきましては自宅及び自宅兼賃貸住宅資金12,716百万円、個人消費資金418百万円(令和4年3月期)が含まれております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年3月期		令和4年3月期	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	26,194	－	27,661
10%	－	19,591	－	21,781
20%	4,603	61,205	3,402	60,561
35%	－	12,485	－	11,923
50%	4,538	10	5,935	9
75%	－	12,395	－	12,057
100%	－	59,456	－	61,063
150%	－	11	－	8
250%	－	1,156	－	1,030
合計	201,648		205,435	

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などによる損失(信用リスク)を軽減するため、必要に応じて不動産担保や信用保証協会等による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的な措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から与信審査を行っております。また、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として一般社団法人しんきん保証基金等の保証、その他未担保預金が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付けやカントリー・リスク・スコアにより判定しております。この担保や保証に関する手続きについては、当金庫が定める「貸出事務取扱規程」や「貸出事務取扱手続」等により、適切な事務取扱い並びに評価・管理を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、当金庫が定める「貸出事務取扱手続」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、大口の貸出金や業種、エクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

ポートフォリオ	令和3年3月期			令和4年3月期		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,158	3,397	－	1,849	2,852	－
ソブリン向け	－	2,563	－	－	1,922	－
金融機関向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	951	105	－	834	204	－
中小企業等向け及び個人向け	1,206	674	－	1,013	676	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	0	52	－	1	47	－
3月以上延滞等	0	2	－	－	1	－

- (注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスクの管理方針とリスク特性の概要

証券化商品への投資については、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより、リスクの所在を適格に把握できるものに限りその対象とし、ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会へ報告する等、適切なリスク管理を行う体制を整備しております。

(2) 体制の整備及びその運用状況の概要

当金庫では、現在証券化商品を保有しておりません。

証券化商品への投資を行う場合には、証券化商品およびその裏付け資産等に係わる情報について、定期的及び適時に証券化商品のアレンジャー等から入手し、情報内容を確認し、信用補完の充分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

(3) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(4) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係わる会計処理については、当金庫が定める「余裕資金運用規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

(5) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

以下の項目につきましては、該当ありません

(6) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

(7) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係わる証券化取引を行った場合の当該証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係わる証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

(8) 子法人等及び関連法人等のうち当金庫が行った証券化取引に係わる証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

(9) 内部評価方式を用いている場合には、その概要

(10) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

1. オリジネーターの場合

該当する取引はございません。

2. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当する取引はございません。

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和3年3月期	令和4年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	1,718	1,718
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

■オペレーショナル・リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、適切にリスクを認識し、評価しております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、事務取扱要領の整備、その遵守を基本に、日頃の事務指導や研修態勢を強化しており、また監査態勢の整備による営業店・本部における牽制機能、事務検証力のチェック、向上への取組みにより事務品質の向上に努めております。オペレーショナル・リスクの計測に関しては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会を中心に各委員会において、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等において、報告する態勢を整備しております。

(2)オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

■出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等または株式エクスポージャーに該当するものは、上場優先出資証券、信用金庫業界関連会社等への出資金、または非上場株式です。

当金庫は、上場株式、株式関連投資信託等の運用を行っていませんが、上場優先出資証券等市場性を有するエクスポージャーに対しては、種類別、銘柄別に運用枠を定め、時価評価及び価格変動リスクについて計測・把握するとともに、運用状況についてALM委員会等に諮り、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

上記出資等のエクスポージャーに関しては、当金庫が定める「余裕資金運用規程」に基づき適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況につきましては、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「余裕資金運用規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期		令和4年3月期	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	2,388	2,388	2,311	2,311
非 上 場 株 式 等	758	—	758	—
合 計	3,147	2,388	3,070	2,311

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期	令和4年3月期
売 却 益	11	18
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注)損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期	令和4年3月期
評 価 損 益	360	386

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期	令和4年3月期
評 価 損 益	—	—

■金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

- リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって保有する資産や負債等の価値（現在価値）や貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスク（価格変動リスク等）との関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しています。
- リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明
当金庫は、自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としており、金利リスクについては、毎月計測を行いALM委員会、リスク管理委員会でのリスクとともに報告され、適切に管理しております。
- 金利リスク計測の頻度
月次で計測しております。
- ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
ヘッジ等金利リスク削減手法は、採用しておりません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

- 開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項
 - ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
 - ②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 4年
 - ③流動性預金への金利割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提
金融庁が定める保守的な前提としております。
1. 過去5年の最低残高、2. 過去5年の最大年間流失額を現在残高から差し引いた残高、3. 現在残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限残高として平均満期を2.5年としたコア預金モデルを採用しております。
 - ④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
金融庁が定める保守的な前提としております。
固定金利貸出の期限前返済率3% 定期預金の早期解約率34%
 - ⑤複数の通貨の集計方法及びその前提
外国通貨による運用、調達はありません。
 - ⑥スプレッドに関する前提
スプレッドに関する前提は考慮しておりません。
 - ⑦内部モデル使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは、使用しておりません。
 - ⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明
最大リスク額は、 Δ EVEで前年比19百万円の増加、 Δ NIIでは前年比18百万円の増加となりました。
 - ⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
令和4年3月末の Δ EVEで計測したバンキング勘定の金利リスクは、バーゼルⅢが定める6つの金利シナリオの内、上方パラレルシフトにおいて最大となり、自己資本額11,137百万円に対し最大リスク量は2,752百万円となります。 Δ NIIで計測した金利収益変動額は、下方パラレルシフトにおいて519百万円の減少となります。
当金庫は計測した金利リスクに対し十分な自己資本の余裕を確保していると考えられます。
- 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項
 - ①金利ショックに関する説明
自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、当金庫では複数の金利ショックモデルを用いて金利リスクを定期的に計測しております。算出結果については、経営陣等で構成されるALM委員会、リスク管理委員会に報告され適正に管理されております。
 - ②金利リスク計測の前提及びその意味
内部管理上は、観測期間:3年 保有期間:1年 信頼水準:99%のVaRやパーセンタイル値を用いた金利リスク、200BPVのパラレル金利ショック等、前提の異なる各種の金利ショックモデルを用いて月次で金利リスクを計測しております。また債券については、金利環境に適応したストレスシナリオを用いてモニタリングを半期ごとに行っております。

(注) 1. Δ EVE バンキング勘定の金利ショックのうち経済価値に対する減少額
2. Δ NII バンキング勘定の金利ショックのうち算出基準日から1年間で計測される金利収益の減少額

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ		ロ	
		Δ EVE		Δ NII	
		令和4年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和3年3月末
1	上方パラレルシフト	2,752	2,733	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	519	501
3	スティープ化	2,413	2,338		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,752	2,733	519	501
		ホ		ヘ	
		令和4年3月末		令和3年3月末	
8	自己資本の額	11,137		10,905	

財務諸表

貸借対照表(資産の部)

(単位：百万円)

資 産 科 目	第 96 期 令和 2 年 3 月期	第 97 期 令和 3 年 3 月期	第 98 期 令和 4 年 3 月期
現 金	2,699	2,736	2,948
預 け 金	48,109	53,530	51,000
買 入 金 銭 債 権	34	22	14
有 価 証 券	37,623	39,189	44,501
国 債	605	1,758	3,529
社 債	33,121	33,314	36,932
株 式	8	8	8
そ の 他 の 証 券	3,886	4,107	4,030
貸 出 金	93,228	101,101	101,193
割 引 手 形	654	488	545
手 形 貸 付	2,384	1,808	1,369
証 書 貸 付	89,259	97,919	98,552
当 座 貸 越	930	885	725
そ の 他 資 産	917	986	1,011
未 決 済 為 替 貸	49	38	49
信 金 中 金 出 資 金	748	748	748
そ の 他 出 資 金	1	1	1
前 払 費 用	7	7	9
未 収 収 益	104	179	191
そ の 他 の 資 産	6	11	12
有 形 固 定 資 産	1,464	1,500	1,518
建 物	342	324	318
土 地	990	990	990
リ ー ス 資 産	90	144	171
建 設 仮 勘 定	-	-	1
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	41	41	36
無 形 固 定 資 産	136	130	125
ソ フ ト ウ ェ ア	0	1	1
リ ー ス 資 産	26	19	14
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	109	109	109
前 払 年 金 費 用	122	153	170
繰 延 税 金 資 産	-	-	0
債 務 保 証 見 返	4,484	4,626	4,949
貸 倒 引 当 金	▲32	▲23	▲17
(うち個別貸倒引当金)	(▲18)	(▲12)	(▲11)
資 産 の 部 合 計	188,789	203,954	207,417

貸借対照表(負債および純資産の部)

(単位：百万円)

負債・純資産 科 目	第96期 令和2年3月期	第97期 令和3年3月期	第98期 令和4年3月期
預 金 積 金	172,525	187,092	190,284
当 座 預 金	2,341	2,608	3,179
普 通 預 金	71,888	87,225	90,544
貯 蓄 預 金	1,767	1,718	1,641
通 知 預 金	7	1	1
定 期 預 金	73,783	72,707	71,355
定 期 積 金	21,384	21,473	22,193
そ の 他 の 預 金	1,352	1,357	1,368
そ の 他 負 債	507	547	577
未 決 済 為 替 借	52	46	53
未 払 費 用	64	66	60
給 付 補 填 備 金	9	8	7
未 払 法 人 税 等	79	73	67
前 受 収 益	14	10	12
未 払 諸 税	7	7	6
未 払 配 当 金	9	9	9
払 戻 未 済 金	2	2	4
職 員 預 り 金	97	95	100
リ ー ス 債 務	119	167	197
資 産 除 去 債 務	32	32	37
そ の 他 の 負 債	19	27	19
賞 与 引 当 金	55	60	59
役員退職慰労引当金	86	93	105
睡眠預金払戻損失引当金	10	6	4
偶発損失引当金	5	4	4
繰延税金負債	50	90	-
債 務 保 証	4,484	4,626	4,949
負 債 の 部 合 計	177,726	192,522	195,986
出 資 金	559	572	579
(普通出資金)	(559)	(572)	(579)
利 益 剰 余 金	10,267	10,544	10,783
利 益 準 備 金	543	559	572
その他利益剰余金	9,723	9,985	10,211
特 別 積 立 金	8,800	9,100	9,400
当期末処分剰余金	923	885	811
処 分 未 済 持 分	▲2	▲0	▲0
会 員 勘 定 合 計	10,824	11,116	11,362
その他有価証券評価差額金	237	316	68
評価・換算差額等合計	237	316	68
純 資 産 の 部 合 計	11,062	11,432	11,431
負債及び純資産の部合計	188,789	203,954	207,417

貸借対照表 注記事項

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	1年～47年	その他	2年～20年
----	--------	-----	--------
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法による行っております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のとおり記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部（資産監査部署）が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は977百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算法の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末において必要額を計上しております。ただし、当事業年度末においては退職給付債務を年金資産が超過しているため前払年金費用170百万円を計上しております。また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算する事ができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（令和3年3月31日現在）	
年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△84,957百万円
②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和3年3月31日）	0.1740%
- 補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円及び別途積立金93,511百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヶ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、特別掛金33百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式による行っております。

- 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であった、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金	17百万円
-------	-------

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞等により貸出先の返済能力への影響等が懸念されますが、債務者区分等に大きな影響はないとの仮定を置いたうえで、貸倒引当金を算定しております。今後、新型コロナウイルス感染症の状況やそれによる経済への影響が変化した場合には、貸出先の債務者区分の変更や実績率の上昇などにより引当額が増加し、財務諸表に影響を与える可能性があります。

繰延税金資産 0百万円
繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによ

て影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 118百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額 1,432百万円
- 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質借借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	44百万円
危険債権額	260百万円
三月以上延滞債権額	－百万円
貸出条件緩和債権額	14百万円
合計額	319百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

- 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は545百万円であります。
- 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	有価証券 289百万円
担保資産に対応する債務	預金 29百万円

 上記のほか、為替決済等の担保として、預け金3,500百万円を差し入れております。
- 出資1口当たりの純資産額 987円95銭

- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制
①信用リスクの管理

当金庫は、貸出事務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金については、個別案件ごととの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。

これらとの信用管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、信用管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理
(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスクに関する要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会、リスク管理委員会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理
有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕資金運用規程に従って行っております。

このうち、総合資金部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

当金庫が保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総合資金部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報等
当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は「預け金」、「有価証券」の内債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫はこれらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセントイル値を用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理に当たっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の、99パーセントイル値を用いた場合の経済価値は、804百万円減少するものと把握しております。
当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。
なお、金融商品のうち貸出金、預け金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び私募不動産投資信託は、次表には含めておりません(注2参照)。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1)預け金(*1)	51,000	51,017	17
(2)買入金銭債権	14	14	0
(3)有価証券			
その他有価証券	42,772	42,772	-
(4)貸出金(*1)	101,193		
貸倒引当金(*2)	△17		
	101,175	101,554	379
金融資産計	194,963	195,359	396
(1)預金積金	190,284	190,297	12
金融負債計	190,284	190,297	12

(*1)貸出金、預け金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
(注1)金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
満期のある預け金については、市場金利(OIS、金利スワップレート)等で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2)買入金銭債権

買入金銭債権については、ブローカーから入手した価格を時価としております。

(3)有価証券

債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は取引所の価格又は公表されている基準価格によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23から24に記載しております。

(4)貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。
①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という)。

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(OIS、金利スワップレート)等で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。
(注2)市場価格のない株式等及び私募不動産投資信託の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式等(*1)	9
信金中央金庫出資金(*1)	748
私募不動産投資信託(*2)	1,718
合 計	2,477

(*1)非上場株式等及び信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(*2)私募不動産投資信託については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第26項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	42,800	-	7,700	500
買入金銭債権	7	7	-	-
有価証券	3,819	10,684	16,873	9,300
満期保有目的の債券	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	3,819	10,684	16,873	9,300
貸出金(*2)	11,793	32,900	23,477	31,346
合 計	58,420	43,591	48,050	41,146

(*1)預け金のうち、要求払預け金は「1年以内」に含めております。

(*2)貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めのないものは含めておりません。

(注4)預金積金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金合計(*1)	175,877	14,393	-	14

(*1)預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

23. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、24.まで同様であります。

その他有価証券 (単位:百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-
	債 券	10,518	10,452	65
	国 債	-	-	-
	社 債	10,518	10,452	65
	その他	2,177	1,771	405
	小 計	12,695	12,224	471
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-
	債 券	29,943	30,300	△356
	国 債	3,529	3,571	△41
	社 債	26,414	26,729	△315
	その他	134	153	△19
	小 計	30,078	30,453	△375
合 計		42,773	42,677	95

24. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売却額	売却益の合計	売却損の合計
債券	1,773	61	-
国債	-	-	-
社債	1,773	61	-
その他	121	18	-
合 計	1,894	80	-

25. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,087百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが991百万円あります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約後において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

26. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生した主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却限度超過額	22百万円
未収利息自己否認額	19
役員退職慰労引当金	29
賞与引当金限度超過額	16
資産除去債務	10
未払事業税	6
その他	13
繰延税金資産小計	117
評価性引当額	△41
繰延税金資産合計	76
繰延税金負債	
有価証券評価差額	26
前払年金費用	47
その他	1
繰延税金負債合計	76
繰延税金資産の純額	0

27. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の顧客との契約から生じた債権の金額は、以下のとおりであります。
顧客との契約から生じた債権 0百万円

28. 会計方針の変更

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)(以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式へ変更しております。この変更による財務諸表への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89項に定める経過的な取扱いに従い、当事業年度の期首より前までに税込方式に従って消費税等が算入された固定資産等の取得原価から消費税等相当額を控除しておりません。
企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」(令和元年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

29. 表示方法の変更

信用金庫法施行規則の一部改正(令和2年1月24日内閣府令第3号)が令和4年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しております。

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第96期 令和2年3月期	第97期 令和3年3月期	第98期 令和4年3月期
経 常 収 益	2,427,999	2,435,911	2,397,448
資 金 運 用 収 益	2,084,299	2,144,932	2,133,399
貸 出 金 利 息	1,676,081	1,778,625	1,797,398
預 け 金 利 息	61,563	52,133	35,027
有価証券利息配当金	327,779	295,423	282,287
その他の受入利息	18,875	18,750	18,686
役 務 取 引 等 収 益	161,116	156,626	143,487
受入為替手数料	96,017	92,355	73,066
その他の役務収益	65,098	64,271	70,420
そ の 他 業 務 収 益	135,917	115,456	86,703
国債等債券売却益	128,410	80,082	61,885
その他の業務収益	7,507	35,373	24,818
そ の 他 経 常 収 益	46,666	18,896	33,858
貸倒引当金戻入益	-	8,754	5,535
償却債権取立益	20,384	7,253	8,324
株式等売却益	15,543	-	18,346
その他の経常収益	10,738	2,888	1,651
経 常 費 用	2,059,146	2,025,729	2,016,762
資 金 調 達 費 用	35,262	31,893	27,808
預 金 利 息	30,051	27,227	23,580
給付補填備金繰入額	4,755	4,180	3,728
その他の支払利息	454	485	498
役 務 取 引 等 費 用	106,755	107,808	99,027
支払為替手数料	35,315	33,526	26,029
その他の役務費用	71,439	74,282	72,998
そ の 他 業 務 費 用	1,480	1,254	827
その他の業務費用	1,480	1,254	827
経 費	1,903,864	1,874,921	1,886,633
人 件 費	1,315,323	1,297,821	1,290,726
物 件 費	557,112	544,110	525,881
税 金	31,429	32,989	70,026
そ の 他 経 常 費 用	11,783	9,851	2,465
貸倒引当金繰入額	9,535	-	-
貸 出 金 償 却	2,247	-	-
株式等売却損	-	-	-
その他の経常費用	-	9,851	2,465
経 常 利 益	368,853	410,182	380,685

■ 損益計算書

(単位：千円)

科 目	第96期 令和2年3月期	第97期 令和3年3月期	第98期 令和4年3月期
特 別 利 益	－	－	－
特 別 損 失	2,569	1,134	21,863
固定資産処分損	2,569	1,134	21,863
税引前当期純利益	366,284	409,047	358,822
法人税・住民税及び事業税	111,503	105,082	98,697
法人税等調整額	▲4,288	10,051	4,514
法人税等合計	107,215	115,133	103,212
当期純利益	259,068	293,914	255,610
繰越金(当期首残高)	664,571	591,583	555,986
当期末処分剰余金	923,640	885,497	811,597

(注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 出資1口あたり当期純利益金額22円16銭

■ 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第96期 令和2年3月期	第97期 令和3年3月期	第98期 令和4年3月期
当期末処分剰余金	923,640,005	885,497,897	811,597,143
利益準備金取崩額	－	－	－
合 計	923,640,005	885,497,897	811,597,143
剰余金処分量	332,056,254	329,511,033	324,230,057
利益準備金	15,584,000	12,586,350	7,048,350
出資に対する配当金	16,472,254	16,924,683	17,181,707
(配当率)	(3%)	(3%)	(3%)
役員賞与金	－	－	－
特別積立金	300,000,000	300,000,000	300,000,000
繰越金(当期末残高)	591,583,751	555,986,864	487,367,086

当金庫決算における貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書につきましては、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和3年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和4年6月24日

目黒信用金庫 理事長 矢部 甲子

経営指標

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されております。

令和4年3月期における当金庫の自己資本額は、11,137百万円となっております。コア資本に係る基礎項目のうち579百万円が地域の皆様から出資をいただいている出資金で、その他は当金庫が積み立てている特別積立金等の内部留保金で構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

資本調達手段の区分	資本調達手段の概要
普通出資	発行主体：目黒信用金庫 コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：579百万円
非累積的永久優先出資	該当ありません
期限付劣後ローン	該当ありません

■自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率

(単位：百万円)

項 目	令和3年3月期	令和4年3月期
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	11,099	11,344
うち、出資金及び資本剰余金の額	572	579
うち、利益剰余金の額	10,544	10,783
うち、外部流出予定額(▲)	16	17
うち、上記以外に該当するものの額	▲0	▲0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	11	6
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	11	6
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	11,110	11,351
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	94	90
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	94	90
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	110	123
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関するものの額	—	—

単体自己資本比率

(単位：百万円)

項 目	令和3年3月期	令和4年3月期
特定項目に係る15パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	204	213
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	10,905	11,137
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	95,138	96,523
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	-	-
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	-	-
うち、繰延税金資産	-	-
うち、前払年金費用	-	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	4,103	4,115
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	99,241	100,639
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	10.98%	11.06%

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

2. 当金庫は国内基準を採用しております。

〈自己資本比率の算出方法について〉

(パーゼルⅢに基づく自己資本比率の算出)

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本に係る基礎項目の額 - コア資本に係る調整項目の額)}}{\text{リスク・アセット(信用リスク + オペレーショナル・リスク)}} \geq 4\%$$

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫の自己資本につきましては、内部留保による資本の積み上げを行うことにより充実を図っております。その構成につきましても、利益剰余金が中心となっており、自己資本の水準や質に関しましては、経営の健全性・安全性を充分保っていると評価しております。

今後も、狭域高密度、地元中心の営業方針をさらに推進していく中で、安定した業務収益の中から資本を積み上げ、より自己資本を充実させていくことを第一義的な施策として考えております。

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク・アセット及び所要自己資本の額

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期		令和4年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計(注1)	95,138	3,805	96,523	3,860
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー(注2)	93,419	3,736	94,804	3,792
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	581	23	691	27
我が国の政府関係機関向け	884	35	1,024	40
地方三公社向け	41	1	50	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,191	487	12,052	482
法人等向け	7,992	319	8,522	340
中小企業等向け及び個人向け	9,614	384	9,363	374
抵当権付住宅ローン	4,370	174	4,173	166
不動産取得等事業向け	45,555	1,822	46,882	1,875
3月以上延滞等(注3)	38	1	33	1
取立未済手形	7	0	9	0
信用保証協会等による保証付	492	19	462	18
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	652	26	651	26
出資等のエクスポージャー	652	26	651	26
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	10,995	439	10,888	435
他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	3,701	148	3,409	136
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	279	11	279	11
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	7,014	280	7,198	287
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-
STC要件適用分	-	-	-	-
非STC要件適用分	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	1,718	68	1,718	68
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンデート方式	1,718	68	1,718	68
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ.オペレーショナルリスク相当額の合計額を8%で除して得た額(注4)	4,103	164	4,115	164
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	99,241	3,969	100,639	4,025

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

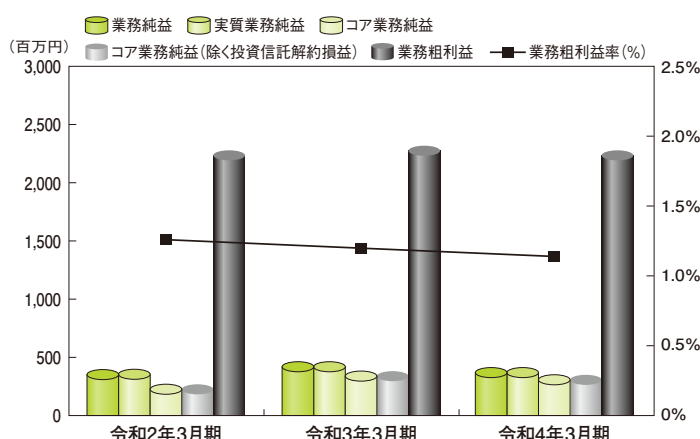
3. 「3月以上延滞等」とは元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナルリスク相当額を算定しています。

$\text{＜オペレーショナルリスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$
--

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

業務粗利益・業務純益



解説 業務粗利益の中を大きく占める資金運用収支につきましては、資金運用収益の中心である貸出金利息が1,797百万円(前期比18百万円増加)になり、預け金利息は35百万円(前期比17百万円減少)となりました。また、資金調達費用の大部分を占める預積金利息につきましては、27百万円(前期比4百万円減少)となり、その結果、資金運用収支は2,105百万円(前期比7百万円減少)となりました。

業務粗利益は2,235百万円(前期比40百万円減少)となり、業務粗利益率は1.14%(前期比0.06ポイント減少)となりました。

業務粗利益

(単位：千円)

科目	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
業務粗利益	2,237,834	2,276,058	2,235,926
資金運用収支	2,049,036	2,113,039	2,105,591
資金運用収益	2,084,299	2,144,932	2,133,399
資金調達費用	35,262	31,893	27,808
役務取引等収支	54,361	48,817	44,459
役務取引等収益	161,116	156,626	143,487
役務取引等費用	106,755	107,808	99,027
その他業務収支	134,436	114,201	85,875
その他業務収益	135,917	115,456	86,703
その他業務費用	1,480	1,254	827
業務粗利益率(%)	1.26	1.20	1.14

業務粗利益＝業務純益＋貸倒引当金繰入額＋経費
 業務粗利益率＝業務粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100
 業務利益率(業務純益率)＝業務純益 ÷ (預金積金＋譲渡性預金＋借入金)平均残高 × 100

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。
 2. 当金庫の業務部門は国内業務部門のみで国際業務部門はありません。

業務純益

(単位：千円)

科目	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
業務純益	350,443	418,078	369,480
実質業務純益	353,281	418,078	369,480
コア業務純益	224,870	337,995	307,595
コア業務純益(除く投資信託解約損益)	224,870	337,995	307,595

業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭信託等運用見合費用)
 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
 コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
 コア業務純益(除く投資信託解約損益)＝コア業務純益－投資信託解約損益

- (注) 1. 業務費用には、例えば人件費のうち役員賞与等のような臨時費用等を含まない事としています。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
 2. 国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■経費の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
人 件 費	1,315	1,297	1,290
報酬給料手当	1,036	1,064	1,043
退職給付費用	127	75	91
そ の 他	151	157	155
物 件 費	557	544	525
事 務 費	249	248	227
うち旅費交通費	1	0	0
うち通信費	16	18	15
うち事務機械賃借料	13	13	14
うち事務委託費	172	166	147
固 定 資 産 費	85	98	90
うち土地建物賃借料	15	15	16
うち保全管理費	53	59	54
事 業 費	71	59	58
うち広告宣伝費	29	30	31
うち交際費・寄贈費・諸会費	39	28	26
人 事 厚 生 費	17	12	12
有形固定資産償却	72	66	78
無形固定資産償却	6	6	5
そ の 他	53	52	52
税 金	31	32	70
合 計	1,903	1,874	1,886

解説

経費については、コスト意識の徹底と業務の効率化を基本として取り組んでおります。
令和3年度は物件費が525百万円と前期比で18百万円減少し、人件費も1,290百万円と前期比7百万円減少となりました。

■その他業務収益の内訳

(単位：千円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
外国為替売買益	-	-	-
国債等債券売却益	128,410	80,082	61,885
国債等債券償還益	-	-	-
その他の業務収益	7,507	35,373	24,818
合 計	135,917	115,456	86,703

■ 資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位：平均残高：百万円、利息：千円、利回り：%)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
資金運用勘定 利息(利回り)	177,562 2,084,299(1.17)	189,535 2,144,932(1.13)	195,545 2,133,399(1.09)
うち貸出金 利息(利回り)	90,107 1,676,081(1.86)	96,795 1,778,625(1.83)	99,705 1,797,398(1.80)
うち預け金 利息(利回り)	47,166 61,563(0.13)	53,890 52,133(0.09)	53,276 35,027(0.06)
うち有価証券 利息(利回り)	39,495 327,779(0.82)	38,071 295,423(0.77)	41,796 282,287(0.67)
資金調達勘定 利息(利回り)	171,445 35,262(0.02)	183,284 31,893(0.01)	189,476 27,808(0.01)
うち預金積金 利息(利回り)	171,204 34,807(0.02)	183,047 31,408(0.01)	189,181 27,309(0.01)

(注)1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和2年3月期127百万円・令和3年3月期248百万円・令和4年3月期270百万円)を控除して表示しております。

2. 当金庫の業務部門は国内業務部門のみで国際業務部門はありません。

解説

資金運用勘定及び資金調達勘定とも、金融機関の本業としてそれぞれの資産・負債がどのように運用・調達されたかを示しており、それぞれの利回りは運用目的によって投下された資金に対してどのように還元されたかをみる割合で、資金運用(調達)の効率性を示すものです。

■ 受取利息・支払利息の増減

(単位：千円)

区 分	令和2年3月期			令和3年3月期			令和4年3月期		
	残高による 増減	利率による 増減	純増減	残高による 増減	利率による 増減	純増減	残高による 増減	利率による 増減	純増減
資金運用収益(受取利息)	22,967	▲44,216	▲21,249	122,994	▲62,361	60,633	99,131	▲110,664	▲11,533
うち貸出金利息	▲18,780	18,444	▲336	131,013	▲28,469	102,544	41,289	▲22,516	18,772
うち預け金利息	819	▲21,368	▲20,548	8,142	▲17,572	▲9,430	▲565	▲16,539	▲17,105
うち有価証券利息	3,773	▲3,923	▲150	▲12,020	▲20,335	▲32,355	40,095	▲53,232	▲13,136
資金調達費用(支払利息)	▲3,506	0	▲3,506	539	▲3,909	▲3,369	▲4,085	0	▲4,085
うち預金積金利息	▲3,517	0	▲3,517	545	▲3,945	▲3,399	▲4,098	0	▲4,098

(注)1. 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

2. 当金庫の業務部門は国内業務部門のみで国際業務部門はありません。

■ 役務取引の状況

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
役務取引等収益	161	156	143
受入為替手数料	96	92	73
その他の役務収益	65	64	70
役務取引等費用	106	107	99
支払為替手数料	35	33	26
その他の役務費用	71	74	72

解説

役務取引等収益のうち、受入為替手数料は内国為替業務にともなう受入手数料などで、その他の役務収益は、それ以外のもの(例えば融資関係手数料など)です。また、役務取引等費用のうち支払為替手数料は、内国為替業務にともなう支払手数料などのことをいいます。

総資産利益率

(単位：%)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
総資産経常利益率	0.20	0.21	0.18
総資産当期利益率	0.14	0.15	0.12

(注) 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

解説 総資産利益率は、資産規模(平残)に対する利益の割合を示す比率で、特に重要視されています。この比率は一般的にはROA(Return on Asset)と呼ばれており、分子は、経常利益と当期純利益の2種類となっています。

総資金利鞘

(単位：%)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
資金運用利回り	1.17	1.13	1.09
資金調達原価率	1.11	1.03	0.99
総資金利鞘	0.06	0.10	0.10

解説 総資金利鞘は、資金運用全体の利回りと資金調達に要したコストを対比することにより、資金運用全体の収益をみるものです。令和3年度の当金庫の貸出金利回りについては1.80%と前期比0.03ポイント減少、有価証券利回りは0.67%と前期比0.10ポイント減少となっております。資金調達原価率は経費率の低下をうけ前期比0.04ポイント減少の0.99%となりました。その結果、総資金利鞘は前期と変わらず0.10%となりました。
(総資金利鞘=資金運用利回り-資金調達原価率)

預貸率

(単位：%)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	
預 貸 率	末 残	54.03	54.03	53.17
	平 残	52.63	52.88	52.70

解説 預貸率は預金量に対する貸出量の割合を示す比率です。

$$\text{預貸率} = \frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}} \times 100$$

預証率

(単位：%)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	
預 証 率	末 残	21.80	20.94	23.38
	平 残	23.06	20.79	22.09

(注) 当金庫の業務部門は国内業務部門のみで国際業務部門はありません。

解説 預証率は預金量に対する有価証券の割合を示す比率です。

$$\text{預証率} = \frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}} \times 100$$

預金業務

■ 預金科目別残高と構成比

(単位：百万円)

科 目	令和2年3月期		令和3年3月期		令和4年3月期	
	残 高	構成比%	残 高	構成比%	残 高	構成比%
当 座 預 金	2,341	1.3	2,608	1.3	3,179	1.6
普 通 預 金	71,888	41.6	87,225	46.6	90,544	47.5
貯 蓄 預 金	1,767	1.0	1,718	0.9	1,641	0.8
通 知 預 金	7	0.0	1	0.0	1	0.0
定 期 預 金	73,783	42.7	72,707	38.8	71,355	37.4
うち大口定期預金	18,914	-	18,840	-	18,384	-
うちスーパー定期預金	54,047	-	53,111	-	52,316	-
うち期日指定定期預金	777	-	722	-	627	-
うち変動金利定期預金	5	-	5	-	-	-
定 期 積 金	21,384	12.3	21,473	11.4	22,193	11.6
そ の 他	1,352	0.7	1,357	0.7	1,368	0.7
合 計	172,525	100.0	187,092	100.0	190,284	100.0

解説 地元中心の狭域高密度の営業展開をする中で、個人取引層中心にアタック100万円積金や年金相談を推進しております。令和3年度においても順調に増加を続けており預金全体では、前期比3,192百万円増加とお客さまのご信頼をいただくことができました。

■ 預金者別残高と構成比

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期		令和3年3月期		令和4年3月期	
	残 高	構成比%	残 高	構成比%	残 高	構成比%
個 人	141,281	81.8	147,470	78.8	150,526	79.1
法 人	31,244	18.1	39,621	21.1	39,758	20.8
うち一般法人	27,843	16.1	35,580	19.0	35,516	18.6
うち金融機関	1,781	1.0	2,429	1.2	2,574	1.3
うち公 金	1,619	0.9	1,611	0.8	1,667	0.8
合 計	172,525	100.0	187,092	100.0	190,284	100.0

解説 当金庫の預金者別構成比は、個人預金(79.1%)法人預金(20.8%)となっております。令和3年度は、法人では一部流動性預金の減少がみられましたが定期性預金が増加、個人では引き続きコロナ禍により家計の消費が抑えられ、要求性預金が増加したことから、個人・法人共に預金残高は増加し、個人預金が前期比3,056百万円の増加、法人預金が137百万円の増加となりました。

■ 預金・譲渡性預金の平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
流 動 性 預 金	73,055	85,070	94,049
うち有利息預金	66,158	74,459	83,230
定 期 預 金	76,466	76,043	72,862
うち固定金利定期預金	76,461	76,038	72,862
うち変動金利定期預金	5	5	-
定 期 積 金	21,066	21,333	21,640
そ の 他	616	600	628
小 計	171,204	183,047	189,181
譲 渡 性 預 金	-	-	-
合 計	171,204	183,047	189,181

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 2. 固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金
 変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金
 3. 当金庫の業務部門は国内業務部門のみで国際業務部門はありません。

区分ごとの定期預金の残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
定期預金	73,783	72,707	71,355
固定金利定期預金	73,778	72,702	71,355
変動金利定期預金	5	5	-

会員・会員外別預金残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
会員預金	61,245	71,081	71,130
会員外預金	111,280	116,011	119,153

勤労者財産形成貯蓄残高

(単位：千円)

科 目	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
一般財形預金	22,392	14,359	14,075
財形年金預金	7,599	7,054	6,504
財形住宅預金	-	-	-
財形貯蓄合計	29,992	21,414	20,580

定期積金の契約高と残高

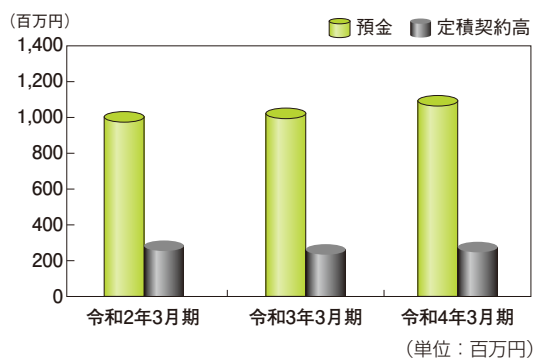
(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
契約高	48,736	48,077	48,102
うちアタック	20,778	20,888	20,776
残高	21,384	21,473	22,193

解説

当金庫メイン商品である「アタック100万円積金」は、個人のお客さま向け財産形成促進商品です。「まずは100万円貯めましょう。」という商品の趣旨のもとに広くお客さまより支持されております。令和3年度においてアタック積金契約高では前期比111百万円減少の207億円となりました。定期積金全体では、契約高は前期比25百万円増加の481億円、残高は前期比720百万円増加の221億円となりました。総預金に対して定期積金の占める割合である契約高比率(定期積金契約高÷総預金×100=25.27%)残高比率(定期積金残高÷総預金×100=11.66%)においては、全国信用金庫のうち第1位で前年度に引き続き全国ナンバーワンを維持することができました。

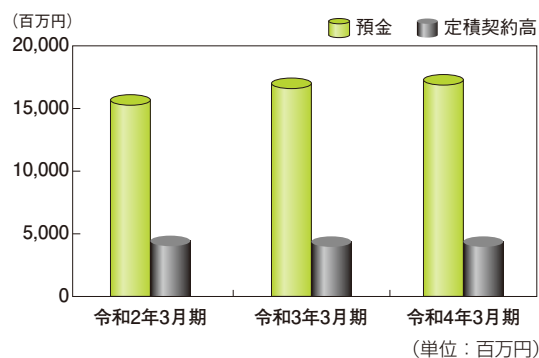
職員1人当たりの預金および定期積金契約高



区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
預金	1,003	1,022	1,093
定積契約高	283	262	276

(注)役員数は除いて計算しています。

1店舗当たりの預金および定期積金契約高



区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
預金	15,684	17,008	17,298
定積契約高	4,430	4,370	4,372

(注)出張所は店舗に含めていません。



貸出業務

貸出平均残高・科目別残高と構成比

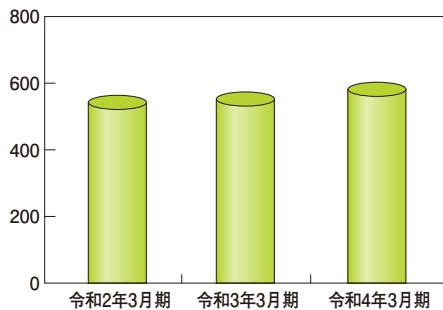
(単位：百万円)

科目	令和2年3月期			令和3年3月期			令和4年3月期		
	平均残高	期末残高	構成比%	平均残高	期末残高	構成比%	平均残高	期末残高	構成比%
割引手形	632	654	0.7	499	488	0.4	473	545	0.5
手形貸付	2,001	2,384	2.5	1,861	1,808	1.7	1,397	1,369	1.3
証書貸付	86,752	89,259	95.7	93,831	97,919	96.8	97,284	98,552	97.3
当座貸越	721	930	0.9	603	885	0.8	550	725	0.7
貸出金合計	90,107	93,228	100.0	96,795	101,101	100.0	99,705	101,193	100.0

(注)当金庫の業務部門は国内業務部門のみで国際業務部門はありません。

職員1人当たりの貸出金状況

(百万円)



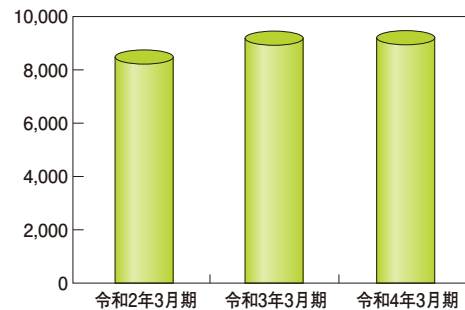
(単位：百万円)

	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
貸出金残高	542	552	581

(注)役員数は除いて計算しています。

1店舗当たりの貸出金状況

(百万円)



(単位：百万円)

	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
貸出金残高	8,475	9,191	9,199

(注)出張所は店舗に含めていません。

会員・会員外別貸出金残高と構成比

(単位：百万円)

区分	令和2年3月期		令和3年3月期		令和4年3月期	
	残高	構成比%	残高	構成比%	残高	構成比%
会員貸出金	91,271	97.9	99,070	97.9	99,110	97.9
会員外貸出金	1,957	2.0	2,031	2.0	2,082	2.0
貸出金合計	93,228	100.0	101,101	100.0	101,193	100.0

解説

信用金庫は協同組織(会員制度)金融機関ですが、小口資金には会員でない方にも利用していただいている会員外貸出金もあります。

固定金利・変動金利の残高

(単位：百万円)

区分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
固定金利	17,071	27,146	27,858
変動金利	76,157	73,954	73,334
合計	93,228	101,101	101,193

貸出金担保別内訳

(単位：百万円)

区分	令和2年3月期		令和3年3月期		令和4年3月期	
	残高	構成比%	残高	構成比%	残高	構成比%
当金庫預金積金	2,766	2.9	2,262	2.2	2,003	1.9
有価証券	-	-	-	-	-	-
動産	-	-	-	-	-	-
不動産	67,293	72.1	66,356	65.6	65,429	64.6
その他	-	-	-	-	-	-
小計	70,060	75.1	68,619	67.8	67,433	66.6
信用保証協会・信用保険	9,104	9.7	20,324	20.1	20,205	19.9
保証	1,718	1.8	1,606	1.5	1,575	1.5
信用	12,346	13.2	10,551	10.4	11,977	11.8
貸出金合計	93,228	100.0	101,101	100.0	101,193	100.0

解説 中小企業など事業を営んでいる方々にご利用いただいている東京信用保証協会付融資の構成比については、引き続き新型コロナウイルス対応融資の残高が大きくなっていることにより高い水準で推移しております。

債務保証見返担保別内訳

(単位：百万円)

区分	令和2年3月期		令和3年3月期		令和4年3月期	
	残高	構成比%	残高	構成比%	残高	構成比%
当金庫預金積金	-	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	-
動産	-	-	-	-	-	-
不動産	4,480	99.9	4,623	99.9	4,948	100.0
その他	-	-	-	-	-	-
小計	4,480	99.9	4,623	99.9	4,948	100.0
信用保証協会・信用保険	-	-	-	-	-	-
保証	-	-	-	-	-	-
信用	4	0.1	2	0.0	0	0.0
貸出金合計	4,484	100.0	4,626	100.0	4,949	100.0

貸出金資金用途別内訳

(単位：百万円)

区分	令和2年3月期		令和3年3月期		令和4年3月期	
	残高	構成比%	残高	構成比%	残高	構成比%
設備資金	68,481	73.4	66,431	65.7	66,391	65.6
運転資金	24,747	26.5	34,669	34.2	34,801	34.3
貸出金合計	93,228	100.0	101,101	100.0	101,193	100.0

解説 設備資金は、企業の工場建設、機械・設備購入資金の他、個人や企業のアパート・マンション建設資金、住宅ローン、リフォームローンなどが含まれています。
運転資金は主に企業の比較的短期の借入金です。

貸出金業種別残高と構成比

(単位：百万円)

業種区分	令和2年3月期			令和3年3月期			令和4年3月期		
	貸出先数	貸出金残高	構成比%	貸出先数	貸出金残高	構成比%	貸出先数	貸出金残高	構成比%
製造業	258	3,322	3.5	258	4,050	4.0	257	4,128	4.0
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	293	3,602	3.8	302	5,173	5.1	295	5,351	5.2
情報通信業	28	291	0.3	25	331	0.3	27	323	0.3
運輸業、郵便業	32	1,152	1.2	38	1,400	1.3	39	1,255	1.2
卸売業、小売業	448	6,083	6.5	473	8,378	8.2	482	8,202	8.1
金融業、保険業	12	340	0.3	14	350	0.3	14	359	0.3
不動産業	622	32,322	34.6	631	31,777	31.4	634	33,378	32.9
物品賃貸業	2	119	0.1	3	131	0.1	3	159	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	120	2,704	2.9	163	3,298	3.2	188	3,714	3.6
宿泊業	-	-	-	2	27	0.0	2	24	0.0
飲食業	271	2,351	2.5	385	4,347	4.2	382	4,065	4.0
生活関連サービス業、娯楽業	158	996	1.0	190	1,570	1.5	201	1,516	1.4
教育、学習支援業	12	464	0.4	23	636	0.6	23	475	0.4
医療、福祉	93	1,882	2.0	115	2,259	2.2	124	2,207	2.1
その他のサービス	228	1,932	2.0	238	2,590	2.5	232	2,391	2.3
小計	2,577	57,566	61.7	2,860	66,324	65.6	2,903	67,555	66.7
地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人(住宅・消費・納税資金等)	2,830	35,662	38.2	2,588	34,776	34.3	2,445	33,637	33.2
合計	5,407	93,228	100.0	5,448	101,101	100.0	5,348	101,193	100.0

(注)業種区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

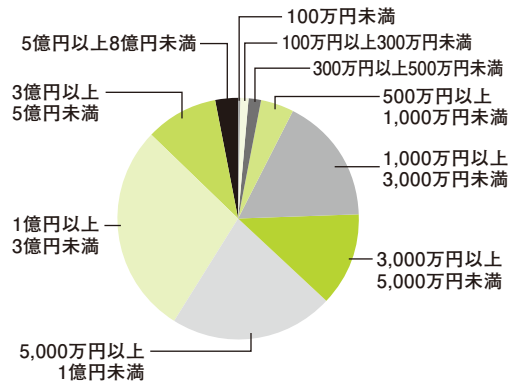
解説 当金庫融資先は、都市型金融機関として、農・林・漁業・鉱業等を除きほぼ全業種にわたっており、貸出金構成比の上位比率は「個人」「不動産業」「卸・小売業」「建設業」「製造業」及び「飲食業」の順で地元の企業への貸出金が大部分を占めております。また、「不動産業」への貸出についても、投資目的への貸出は一切なく主に地元の不動産賃貸業(個人への貸出が大半)への貸出で、「金融機関融資」についても、ノンバンク向けの融資は一切ありません。(ただし、関東甲信越地区の信用金庫が出資して設立した「株式会社しんきんカード」等業界の関連会社への貸出金は含まれております。)

貸出金金額段階別状況

(単位：百万円)

金額段階別	令和2年3月期		令和3年3月期		令和4年3月期	
	残高	構成比%	残高	構成比%	残高	構成比%
100万円未満	462	0.4	422	0.4	412	0.4
100万円以上300万円未満	1,544	1.6	1,385	1.3	1,265	1.2
300万円以上500万円未満	1,567	1.6	1,584	1.5	1,818	1.7
500万円以上1,000万円未満	4,060	4.3	4,404	4.3	4,369	4.3
1,000万円以上3,000万円未満	15,155	16.2	17,629	17.4	17,144	16.9
3,000万円以上5,000万円未満	11,412	12.2	13,035	12.8	12,676	12.5
5,000万円以上1億円未満	19,947	21.3	22,979	22.7	22,151	21.8
1億円以上3億円未満	31,118	33.3	29,331	29.0	28,501	28.1
3億円以上5億円未満	5,113	5.4	8,580	8.4	9,881	9.7
5億円以上8億円未満	2,846	3.0	1,748	1.7	2,971	2.9
8億円以上10億円未満	-	-	-	-	-	-
10億円以上15億円未満	-	-	-	-	-	-
貸出金合計	93,228	100.0	101,101	100.0	101,193	100.0

貸出金金額段階別構成比



■ 個人ローン・住宅ローン残高及び個人賃貸住宅ローン等の残高 (単位：百万円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
住宅ローン及び個人賃貸住宅ローン	28,404	27,697	27,020
個人ローン	1,450	1,306	1,231
カードローン	20	15	13

■ 代理貸付残高の状況 (単位：百万円)

種 類	令和2年3月期		令和3年3月期		令和4年3月期	
	残 高	構成比%	残 高	構成比%	残 高	構成比%
信 金 中 央 金 庫	4,484	96.1	4,626	96.5	4,949	97.1
日 本 政 策 金 融 公 庫	—	—	0	—	0	—
住 宅 金 融 支 援 機 構	152	3.2	139	2.9	127	2.4
福 祉 医 療 機 構	—	—	0	—	0	—
中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構	27	0.5	27	0.5	19	0.3
代 理 貸 付 残 高 合 計	4,664	100.0	4,793	100.0	5,096	100.0

解説 代理貸付とは、当金庫が他の金融機関(委託金融機関)との業務委託契約に基づいて、委託金融機関の資金を融資することをいいます。

■ 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 (単位：百万円)

項 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	令和3年3月期	13	11	—	13	11
	令和4年3月期	11	6	—	11	6
個別貸倒引当金	令和3年3月期	18	12	0	18	12
	令和4年3月期	12	11	—	12	11
合 計	令和3年3月期	31	23	0	31	23
	令和4年3月期	23	17	—	23	17

■ 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 (単位：百万円)

区 分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高		令和3年3月期	令和4年3月期
	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	目的使用		その他		令和3年3月期	令和4年3月期		
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	3	3	0	3	0	—	—	0	3	3	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	0	1	0	0	—	—	—	0	1	0	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	7	—	—	—	—	—	7	—	—	—	—	—
その他のサービス	—	0	—	0	—	—	—	0	0	0	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	7	6	—	6	0	—	—	0	6	6	—	—
合 計	18	12	1	11	0	—	7	0	12	11	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



リスク管理債権

■ リスク管理債権について

〈不良債権の2つの開示基準〉

◆信用金庫法開示債権(リスク管理債権)

貸出先からの利払いの状況に注目し、貸出先が利払いを停止したり、利払いの一部を免除されたりしている場合には開示対象となります。

◆金融再生法開示債権

貸出先の財務内容に着目し、実質債務超過状態にありながら利払いを一部継続しているような場合はリスク管理債権には含まれませんが、金融再生法の基準では計上されます。貸出金以外の債務保証や貸付有価証券なども不良化していれば開示対象となります。

■ 信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の状況

信用金庫法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位：百万円)

区 分	開示残高 (a)	保全額(b)		保全率 (b)/(a) (%)	引当率 (d)/(a-c) (%)		
		担保・保証等 による回収 見込額(c)	貸倒引当金 (d)				
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年3月期	53	53	45	8	100.00%	100.00%
	令和4年3月期	44	44	37	7	100.00%	100.00%
危険債権	令和3年3月期	268	268	264	4	100.00%	100.00%
	令和4年3月期	260	260	256	4	100.00%	100.00%
要管理債権	令和3年3月期	178	128	128	0	72.18%	0.65%
	令和4年3月期	14	14	14	0	100.00%	0.00%
三月以上延滞債権	令和3年3月期	-	-	-	-	-	-
	令和4年3月期	-	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和3年3月期	178	128	128	0	72.18%	0.65%
	令和4年3月期	14	14	14	0	100.00%	0.00%
小 計 (A)	令和3年3月期	501	451	439	12	90.10%	20.00%
	令和4年3月期	319	319	307	11	100.00%	100.00%
正 常 債 権 (B)	令和3年3月期	105,273					
	令和4年3月期	105,869					
総 与 信 残 高 (A)+(B)	令和3年3月期	105,774					
	令和4年3月期	106,188					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

■ 不良債権の状況について

当金庫は資産の自己査定を厳格に実施しており、每期適正な償却・引当を実施し、資産の健全性確保に向けた取組みを継続的に行っております。また、地域密着型金融の趣旨のもと、単に不良債権を削減することを目標とせず、長期にわたるお取引先関係の中から、経営相談や経営支援、事業再生といった取組みを最優先の課題として、これにより資産を良好していくことを第1の目標としております。

当金庫の不良債権比率(金融再生法ベース)は0.30%(前期比0.17%減少)となっております。

証券業務

■ 有価証券平均残高と期末残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期		令和3年3月期		令和4年3月期	
	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高	期末残高
国 債	581	605	962	1,758	2,248	3,529
地 方 債	-	-	-	-	-	-
社 債	35,111	33,121	33,327	33,314	35,819	36,932
株 式	8	8	8	8	8	8
そ の 他 の 証 券	3,793	3,886	3,773	4,107	3,719	4,030
合 計	39,495	37,623	38,071	39,189	41,796	44,501

解説 当金庫は、信用度の高い国内債券のみを保有しており、環境問題等の社会的課題の解決を目的とした債券※への投資も行ってまいります。

※グリーンボンド・ソーシャルボンド・サステナビリティボンド

■ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分	1年以下		1年超3年以下		3年超5年以下		5年超7年以下		7年超10年以下		10年超		期間の定めのないもの		合計	
	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
国 債	-	-	-	-	-	-	-	100	1,454	2,235	304	1,194	-	-	1,758	3,529
地 方 債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社 債	1,229	3,831	8,929	5,115	4,302	5,585	1,716	2,408	8,657	12,062	8,479	7,928	-	-	33,314	36,932
株 式	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	8	8
その他の証券	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4,107	4,030	4,107	4,030
合 計	1,229	3,831	8,929	5,115	4,302	5,585	1,716	2,508	10,112	14,297	8,783	9,122	4,116	4,039	39,189	44,501

■ 有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券 該当する取引はございません。
2. 満期保有目的の債券 該当する取引はございません。
3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 該当する取引はございません。
4. その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期			令和4年3月期			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	-	-	-	-	-	
	債 券	18,425	18,211	213	10,518	10,452	65
	国 債	304	303	0	-	-	-
	社 債	18,121	17,908	213	10,518	10,452	65
	そ の 他	2,300	1,929	371	2,177	1,771	405
小 計	20,726	20,141	584	12,695	12,224	471	

区 分	令和3年3月期			令和4年3月期			
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	-	-	-	-	-	
	債 券	16,648	16,783	▲135	29,943	30,300	▲356
	国 債	1,454	1,463	▲8	3,529	3,571	▲41
	社 債	15,193	15,319	▲126	26,414	26,729	▲315
	そ の 他	87	99	▲11	134	153	▲19
小 計	16,736	16,882	▲146	30,078	30,453	▲375	
合 計	37,462	37,023	438	42,773	42,677	95	

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は投資信託及び上場優先出資等です。
 3. 市場価格のない株式等及び私募不動産投資信託は本表には含めておりません。

5. 市場価格のない株式等及び私募不動産投資信託

(単位：百万円)

区 分	令和3年3月期	令和4年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 等	9	9
信 金 中 央 金 庫 出 資 金	748	748
私 募 不 動 産 投 資 信 託	1,718	1,718
合 計	2,477	2,477

商品有価証券の種類別平均残高

該当する取引はございません。

公社債引受額

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
国 債	550	600	600
地 方 債	—	—	—
政 府 保 証 債	12	—	—
合 計	562	600	600

公社債の窓口販売実績

該当する取引はございません。

公共債のディーリング実績

該当する取引はございません。

金銭の信託

1. 運用目的の金銭の信託 該当する取引はございません。
2. 満期保有目的の金銭の信託 該当する取引はございません。
3. その他の金銭の信託 該当する取引はございません。

デリバティブ取引

1. 金利関連取引 該当する取引はございません。
2. 通貨関連取引 該当する取引はございません。
3. 株式関連取引 該当する取引はございません。
4. 債券関連取引 該当する取引はございません。
5. 商品関連取引 該当する取引はございません。
6. クレジットデリバティブ取引 該当する取引はございません。

為替・国際業務

国内為替取扱実績

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期		令和3年3月期		令和4年3月期		
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	
送 金 振 込	仕向為替	171,932	88,416	165,272	83,691	173,614	88,437
	被仕向為替	196,725	105,627	203,281	112,001	197,507	115,437
代 金 取 立	仕向為替	777	764	682	612	655	550
	被仕向為替	1,141	2,139	829	1,787	684	1,286

会員数・出資金の推移

会員数

(単位：人)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
個 人	8,294	8,287	8,162
法 人	2,547	2,666	2,666
合 計	10,841	10,953	10,828

出資金

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
個 人	432	434	435
法 人	127	137	143
合 計	559	572	579

出資配当率

(単位：%)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
出 資 配 当 率	3.0	3.0	3.0

解説 出資金につきましては、財務の健全性を考慮して、むやみな出資金増強運動も行なわず、每期安定的な推移となっており、会員1人当りの出資金額も53,478円となりました。なお、令和4年3月期の出資配当率は、年3%配当とさせていただきます。

役職員の状況

■ 役員一覧(令和4年7月現在)

常勤	理事	長	矢部	甲子	非常勤	理事相談役	伊藤	昌明
	常務理事	理事	中沢	邦芳		理事	鑑木	敏嗣(※1)
	常勤理事	理事	高瀬	敏美		理事	坂本	博
	常勤理事	理事	山本	幸夫		理事	松丸	洋行(※2)
	常勤理事	監事	野口	肇				
			佐藤	尚彦				
				勇				

※1 理事 鑑木 敏嗣は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 監事 松丸 洋行は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

■ 役職員数

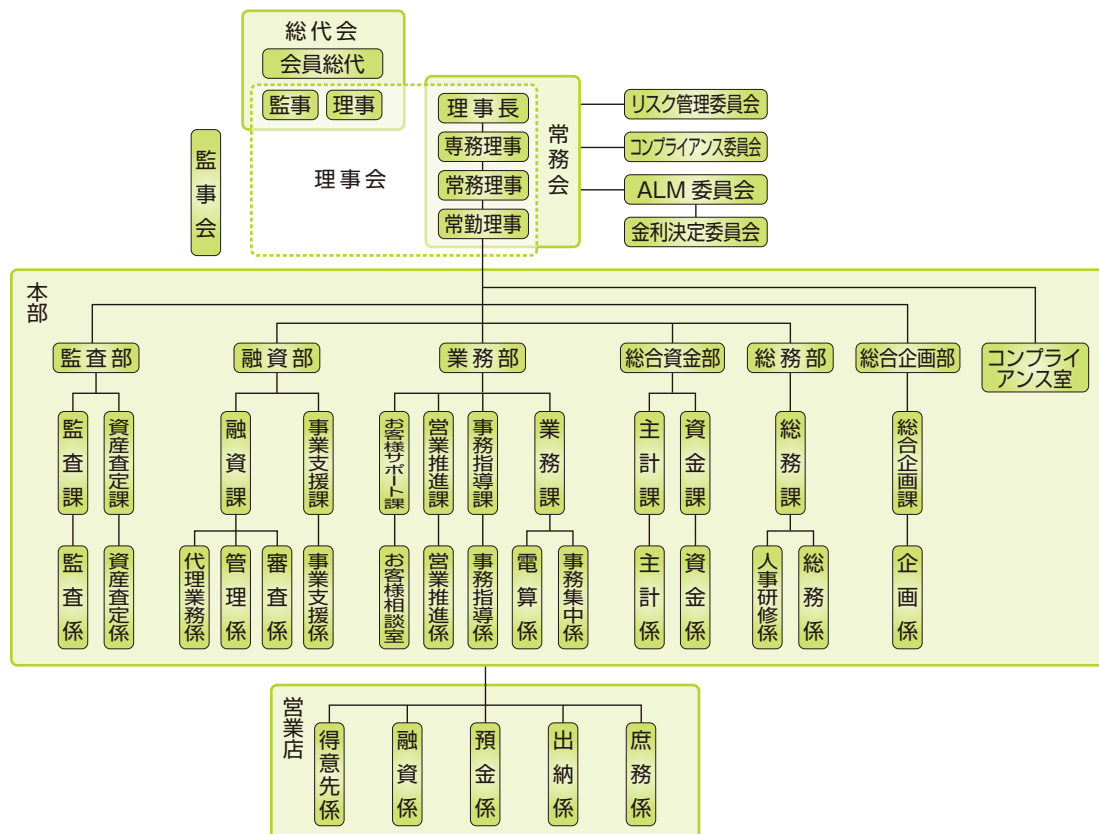
(単位：人)

	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
常勤役員	7	7	7
職員総数	172	183	174
うち男子	110	111	104
うち女子	62	72	70
合計	179	190	181
平均年齢(職員)	37才	37才	37才

解説 男女別平均年齢(囁託を除く)は男子41.2才・女子32.1才となっております。

当金庫組織図

(令和4年3月現在)



信用金庫グループ(当金庫および子会社)の状況

令和4年3月末日現在の当金庫関連会社・連結決算対象の当金庫グループ会社はございません。

役職員の報酬体系について

■対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

1. 報酬体系の概要

(1) 基本報酬及び賞与

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

(2) 退職慰労金

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

2. 令和3年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円) (注) 1. 対象役員に該当する理事は6名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	123

2. 左記の内訳は、「基本報酬」111百万円、「賞与」1百万円、「退職慰労金」11百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

3. その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

■対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和3年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和3年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和3年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

信金中央金庫および信用金庫業界のネットワーク

(一社)全国信用金庫協会(全信協)

所在地：中央区八重洲 1-3-7

信金中央金庫(信金中金)

所在地：中央区八重洲 1-3-7

(一社)東京都信用金庫協会(東信協)

所在地：中央区京橋 3-8-1

信用金庫

信用金庫数：254 金庫
店舗数：7,129 店
役職員数：約10万人
預金量：約158兆円

信金中央金庫グループ



信金中央金庫

- 資金量 約 34 兆円
- 連結自己資本比率 24.35% (国内基準)
- 信用金庫の中央金融機関
- 金融債発行機関

子会社

- しんきん証券(株)
- 信金インターナショナル(株)
- しんきんアセットマネジメント投信(株)
- 信金ギャランティ(株)
- 信金キャピタル(株)
- (株)しんきん情報システムセンター
- 信金中金ビジネス(株)

令和4年3月31日現在

信金中央金庫は、代表的な日系格付機関である日本格付研究所(JCR)より高水準の信用力を示す「AA」の評価を受けております。(令和4年3月31日現在)

金融犯罪への対応について

預金等の不正な払戻し等への対応について

盗難通帳やキャッシュカードの偽造・盗難による預金の不正引出しや、インターネットバンキングによる不正払戻し等の金融犯罪が増加しております。

当金庫では、このような犯罪によってお客さまの大切なご預金が不正に引き出されることが無いように様々な対策を実施しておりますが、万一、個人のお客さまのご預金が盗難通帳やキャッシュカードの偽造・盗難により不正に引き出された場合やインターネットバンキングによる不正払戻しがあった場合、原則として補償の対象とさせていただきます。

〈通帳・印鑑・キャッシュカードの紛失、カード犯罪にあわれた場合の連絡先〉

平日	AM8:45～PM5:10	お取引の本・支店 または しんきんサービスセンター：0120-561-633
	PM5:10～AM8:45	しんきんサービスセンター：0120-561-633 または：03-6433-2062
土・日・祝日	24時間	しんきんサービスセンター：0120-561-633 または：03-6433-2062

「振り込め詐欺等特殊詐欺」への対応について

家族や近親者等を騙った「オレオレ詐欺」、「架空請求詐欺」、「融資保証金詐欺」、「還付金等詐欺」等様々な手口の「振り込め詐欺等特殊詐欺」が増加しております。

当金庫は、お客さまへの声掛けを積極的に行うなど、防止に向けた取組みを強化しておりますが、「振り込め詐欺救済法」の施行により、当金庫の口座へ入金された被害者への窓口を設置しております。

お問い合わせ先 目黒信用金庫・業務部業務課 03-3719-0116

「振り込め詐欺救済法」の詳細については、

当金庫ホームページ <https://www.shinkin.co.jp/meguro/oshirase/furikomesagi.html> または
預金保険機構ホームページ <https://furikomesagi.dic.go.jp/> をご覧ください。

「サイバー攻撃」への対応について

近年、大手企業のみならず、中小企業や個人の方々を狙ったサイバー犯罪が多発しております。適切な対策がないままサイバー攻撃にあうと、不正アクセスや身代金要求、情報漏えい等による取引先からの信用失墜等、あらゆる被害が想定されます。このような事態を招かないよう、日頃から十分なサイバーセキュリティの対策をお願いします。

万が一被害にあってしまったら、すぐに警察に連絡してください。



預金保険制度について

平成17年4月よりペイオフ全面解禁が実施され、決済用預金(「無利息、要求払い、決済サービスを提供できる」という3要件を満たすもの)については全額保護される一方、定期性預金や利息の付く普通預金などの一般預金については、1金融機関ごとに預金者1人当たり元金1,000万円までとその利息等が保護されるようになりました。

預金保険制度とは

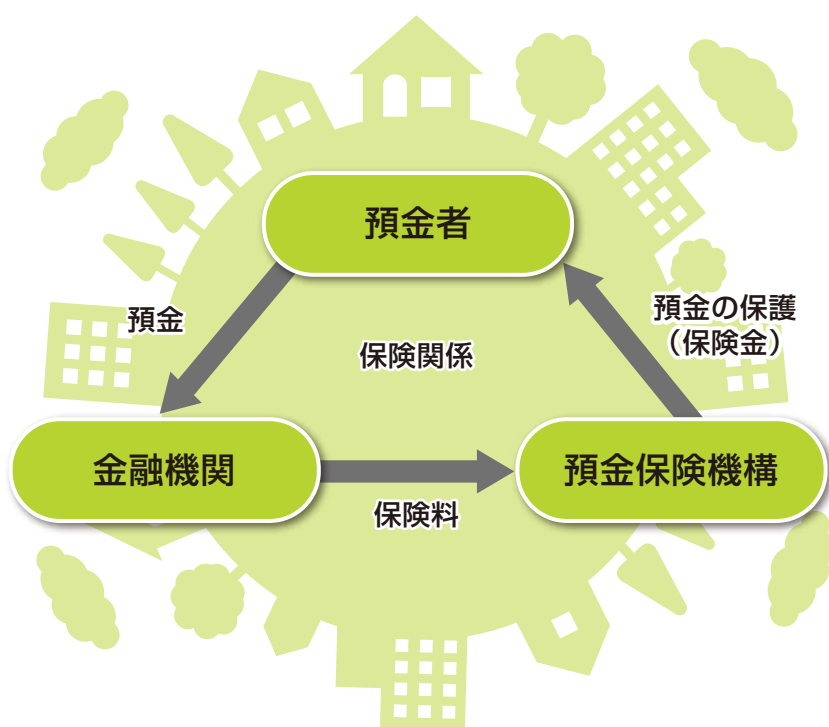
預金保険制度は、万が一金融機関が破たんした場合に預金者の保護を図り、信用秩序を維持することを目的とした制度です。預金保険制度により設立された「預金保険機構」には信用金庫、信金中央金庫、日本国内に本店のある銀行、信用組合、労働金庫等が加入しております。金融機関が破たんした場合に、預金者へ保険金が「預金保険機構」より直接支払われます。これを「ペイオフ」と言います。預金保険により保護される預金等は以下の通りとなっております。

預金等の保護の範囲

対象預金等	決済用預金 (当座預金・利息のつかない普通預金等)	全額保護
	利息のつく普通預金・定期預金・通知預金・ 納税準備預金・貯蓄預金・定期積金・掛金・ 元本補てん契約のある金銭信託等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護 (注)1,000万円を超える部分は、破たん金融機関 の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされる場合があります。)
対象外預金等	外貨預金・譲渡性預金・元本補てん契約のない 金銭信託等	保護対象外 破たん金融機関の財産の状況に応じて支払われます。 (一部カットされる場合があります。)

(注)金融機関が合併を行ったり、営業(事業)のすべてを譲り受けた場合には、その後1年間に限り、保護される預金等金額の範囲は、全額保護される預金を除き「預金者1人当たり1,000万円×合併等に関わった金融機関の数」による金額になります(例えば、2行合併の場合は、2,000万円)。定期積金の給付補てん金、金銭信託における収益の分配等も利息と同様保護されます。

預金保険制度の基本的な仕組み



当金庫の沿革

大 正

12年 有限責任目黒信用組合設立(初代組合長 島村菊次郎)

昭 和

- | | |
|---|---|
| 3年 第二代組合長 須田綱治 就任 | 49年 二葉支店を開設 |
| 23年 第三代組合長 松沢幾太郎 就任 | 日本銀行歳入代理店認可 |
| 24年 第四代組合長 鍋木太郎 就任 | 54年 全国銀行内国為替制度に加盟 |
| 26年 中小企業等協同組合法に基づく信用協同組合に組織変更、
名称を目黒信用組合と改称 | 55年 不動前支店を開設 |
| 27年 手形代理交換加盟 | 56年 第八代理事長 丸井大陸 就任
現金自動支払機(CD)を導入 |
| 28年 信用金庫法の施行に伴い目黒信用金庫に組織名称変更
三谷支店を開設
東京都公金収納事務取扱を開始 | 57年 全信連外国為替取扱を開始
預金量500億円達成 |
| 29年 第五代理事長 島崎七郎 就任 | 58年 現金自動預入支払機(ATM)を導入
金融機関の週休2日制(第2土曜日)の実施 |
| 30年 第六代理事長 鍋木太郎 再任 | 59年 しんきん自動通知システムに加入 |
| 34年 全信連代理業務取扱を開始 | 60年 全信連と外国為替取引斡旋に関する契約を締結 |
| 36年 内国為替取扱を開始 | 61年 日本銀行国債代理店認可(本店)
しんきんデータ伝送システム稼働 |
| 37年 洗足支店を開設 | 中町支店を開設 |
| 41年 預金量50億円達成 梅丘支店を開設 | 62年 預金量700億円達成
長期利付国債及び中期利付国債の売買業務開始 |
| 45年 預金量100億円達成 鶴の木支店を開設 | 63年 第九代理事長 貝川肇 就任
西小山支店を開設 |
| 46年 信金東京共同事務センターにオンライン加盟 | |
| 48年 第七代理事長 浅海行夫 就任
日本銀行と当座取引開始 | |

平 成

- | | |
|--|--|
| 1年 預金量900億円達成 | 20年 目黒区しんきん「暴力団等排除対策協議会」設立
目黒区地球温暖化対策地域協議会へ参加し、推進計画の策
定に協力
「めぐもシステム」の決済業務を開始(目黒区内商店街のポイ
ント制度)
社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に入会 |
| 2年 上目黒支店を開設 | 21年 しんきん暴力団等排除対策協議会「振り込め詐欺撲滅キャン
ペーン」を実施
「エコキャップ運動」の取組みを開始 |
| 3年 預金量1千億円達成 | 22年 「地域金融円滑化の基本方針」を策定し「金融円滑化推進
チーム」を立ち上げる |
| 5年 FAX・OCR為替集中発信システム導入 | 23年 各種預金等規定へ「反社会的勢力排除条項」を導入
全職員が認知症サポーター講座を受講し、「認知症サポー
ター」となる |
| 9年 第十代理事長 田中宏 就任 | 24年 第十二代理事長 矢部甲子 就任
「経営革新等支援機関」(中小企業経営力強化支援法)に認定 |
| 10年 早期是正措置の導入に伴い自己査定実施 | 25年 「しんきん電子記録債権サービス」を開始
AED(自動体外式除細動器)の全店導入が完了
創立90周年を迎え記念感謝デーを実施 |
| 11年 インターネットホームページを開設 | 26年 本内部に経営支援課(現「事業支援課」)を設置
警視庁より、自転車安全利用モデル企業に指定される
「信金発! 地域発見フェア」(東京ドーム)へ参加 |
| 12年 法人キャッシュカード取扱開始
しんきんゼロネット取扱開始 | 27年 「一般社団法人 しんきん成年後見サポート」の設立に参加 |
| 13年 ATM土日祝日入金機能追加稼働開始
わかば信用金庫から荏原支店を事業譲受
東京共済病院出張所を開設
第十一代理事長 伊藤昌明 就任 | 28年 第1回目黒シティラン〜健康マラソン大会〜に協賛 |
| 14年 コンビニ収納サービス取扱開始
目黒区役所出張所を開設 | 29年 三谷支店 新築オープン |
| 15年 個人版インターネットバンキングサービスを開始 | 30年 後見制度支援預金の取扱を開始 |
| 16年 法人・個人事業主版インターネットバンキングサービスを開始
マルチペイメントネットワークサービスの取扱を開始
生命保険の窓口販売開始 | |
| 17年 商工中金との業務協力を開始
当金庫ATMで他行カードによる振込業務を開始
「地域密着型金融推進計画」を策定
マルチペイメントネットワーク口座振替受付サービスを開始
「お客さまアンケート」を実施 | |
| 18年 「めぐろグリーンアクションプログラム」へ参加 | |
| 19年 改正「本人確認法」の施行により、現金によるATMでの振込
が10万円以下となる | |

令 和

- | | |
|--|---|
| 1年 得意先活動の効率化のため、タブレット端末を導入
ホームページリニューアル | 3年 ICキャッシュカード、Hi-Co通帳の取扱を開始
振込手数料の改定(引き下げ) |
| 2年 ホームページの常時SSL(https)化の開始 | 4年 第98期総代会を開催 |

各種手数料

(令和4年4月1日現在)

為替手数料

同一支店	無 料		
当金庫本支店あて	窓 □	A T M	インターネットバンキング
5万円未満	220円	110円	110円
5万円以上	440円	330円	220円
会員の方※	220円	110円	110円
他行あて	窓 □	A T M	インターネットバンキング
5万円未満	600円	380円	270円
5万円以上	770円	550円	330円
会員の方※	550円	330円	220円

※会員の方はお振込み金額にかかわらず一律となります。

給与振込手数料			
OCR用紙での振込(他行宛1件あたり)	110円		
ビジネス用インターネットバンキングでの振込	無 料		
資金移動(データ伝送サービス)	同一店	本支店	他 行
5万円未満	無 料	110円	270円
5万円以上	無 料	220円	330円
会員の方※	無 料	110円	220円
ただし月額基本料金として上記以外に	1,100円		
自動送金手数料	1回につき110円(為替手数料は別途)		
自動集金サービス利用手数料(1件当たり)	110~220円		
文書振込(他行宛)	5万円未満	5万円以上	会員の方
(付帯物件つき)	440円	660円	440円
送金(代金取立)	至 急		普 通
(ただし東京・横浜交換は除きます)	1,100円		880円
その他手数料(ただし規定手数料を超えた場合は実費をいただきます)			
振込・送金の組戻手数料	660円		
依頼返却事務取扱手数料	1,100円		
不渡手形返却手数料	660円		
取立手形組戻手数料(他所送済分)	660円		
取立手形店頭呈示料	880円		
異議申立事務取扱手数料	5,500円		

インターネットバンキング関連手数料

登録料	個人	法人・個人事業主
基本手数料(毎月)	無 料	無 料
※パソコン、スマートフォン、携帯電話からのご利用の際には上記手数料の他、別途データ通信量等がかかります。	無 料	2,200円
※インターネット回線料金に関しては、お客様ののご負担となります。		
※ファイル伝送口座1口座追加毎に1,100円がかかります。		

A T M利用手数料

曜日	利用時間帯	当金庫カード	他行カード
平日	8:00~18:00	無 料	110円
//	18:00~21:00	無 料	220円
土曜日	9:00~14:00	無 料	110円
//	14:00~17:00	無 料	220円
日曜日	9:00~17:00	無 料	220円
祝 日	9:00~17:00	無 料	220円

未利用口座管理手数料

未利用口座管理手数料(年間)	1,320円	貯蓄預金スイング手数料	順スイング・逆スイング	110円
----------------	--------	-------------	-------------	------

手形・小切手帳代金

小切手帳	1冊(50枚)	1,100円
約束手形・為替手形	1冊(25枚)	1,100円
マル専手形	1枚	550円

自己宛小切手発行手数料

自己宛小切手発行手数料	1枚	550円
-------------	----	------

各種残高証明書発行手数料

自動発行	220円
依頼書による発行(英文残高証明書発行を含む)	440円
指定様式による発行(監査法人用等の書式を含む)	1,100円

取引明細表発行手数料

受付日より過去10年以内の明細	依頼書一枚につき	550円
受付日より過去10年超の明細	依頼書一枚につき	1,100円

各種再発行手数料

預金通帳・証書・各種カード	1,100円	国債等口座管理手数料	1年間に付き	1,320円
---------------	--------	------------	--------	--------

株主払込手数料

払込金額の0.330%	大金庫封印預かり(年間)	6,600円
-------------	--------------	--------

貸金庫利用料

小型(Aタイプ)(年間)	7,920円	小型(年間)	19,800円
中型(Bタイプ)(年間)	10,560円	中型(年間)	26,400円
大型(Cタイプ)(年間)	13,200円	大型(年間)	33,000円
セーフティーボックス(年間)	6,600円		

クレジットカード等キャッシング(VISA・JCB等)

平日8時~18時および土曜日9時~14時	110円
上記以外の時間帯	220円

しんきんゼロネットサービス(ATM利用手数料)

平日 8:00~18:00	他金庫カードによる入出金	無 料
土曜日 9:00~14:00		
(上記時間帯以外のご利用は、110円となります。)		

両替関連手数料

両替手数料

窓口・得意先係保

両替枚数および金種指定払戻枚数	
1~50枚	220円(注)
51枚~500枚	330円
501枚~1,000枚	550円
1,001枚以上	500枚毎に550円加算

(注)お取引いただいているお客様は、お取引店舗のみ1日50枚まで無料です。
*ご持参枚数、お持ち帰り枚数いずれが多いほうで枚数を計算いたします。

両替機(設置店舗のみ)

両替枚数	キャッシュカード	両替機専用カード
1~50枚	無 料(※1)	26,400円(年間)
51枚以上	ご利用いただけません	

(※1)キャッシュカードでの両替はお取引店舗のみ、1日1回50枚まで無料でご利用いただけます。

*両替機専用カードのご利用回数は1日2回までとなります。

両替機専用カード発行手数料

両替機専用カード(申込時)	1,100円
---------------	--------

融資関連手数料

不動産担保事務取扱手数料(除く住宅ローン・賃貸住宅ローン)

不動産担保設定手数料(事業資金・その他(援助資金・相続税支払資金等)に係る(根)抵当権設定)<1(根)抵当権毎>	
該当物件所在地:目黒区・品川区・大田区・世田谷区・渋谷区	55,000円
該当物件所在地:上記以外 上記との共担保	77,000円

不動産担保設定変更手数料(極度額変更・譲渡・差替・追加設定・順位変更・分割等)	
該当物件所在地:目黒区・品川区・大田区・世田谷区・渋谷区	55,000円
該当物件所在地:上記以外 上記との共担保	77,000円

不動産鑑定依頼手数料	実 費
------------	-----

不動産担保抹消手数料(一部・全部)

不動産担保抹消手数料	1(根)抵当権につき	5,500円
不動産担保抹消および立会手数料(職員の立会が必要な場合)		
立会会場所:目黒区・品川区・大田区・世田谷区・渋谷区	1(根)抵当権につき	16,500円
立会会場所:上記以外	1(根)抵当権につき	27,500円

*別途抹消登記費用がかかります。

条件変更手数料(除く住宅ローン・賃貸住宅ローン)

返済条件変更(当初融資金額50万円超のもの)	
期間延長・返済金額減額・その他	
債務者、保証人の変更	11,000円
その他契約内容の変更	1申請につき
*預金担保貸付は除きます。	

賃貸住宅ローン関連手数料

賃貸住宅ローン事務取扱手数料(新規実行時)<新規に(根)抵当権設定した改修資金を含む>(1債権毎)	
(該当物件及び担保物件)所在地:目黒区・品川区・大田区・世田谷区・渋谷区	55,000円
(該当物件及び担保物件)所在地:上記以外 上記との共担保	77,000円

期限前繰上げ返済手数料(1債権毎)<新規に(根)抵当権設定した改修資金を含む>	55,000円
---	---------

一部繰上げ返済手数料(1債権毎)<新規に(根)抵当権設定した改修資金を含む>	11,000円
--	---------

賃貸住宅ローン返済条件変更手数料	
期間延長・返済金額減額・その他	11,000円
債務者、保証人の変更	1申請につき
その他契約内容の変更	
*制度融資、協会付融資、預金担保貸付は除きます。	

住宅ローン関連手数料

住宅ローン事務取扱手数料(新規実行時)<(根)抵当権設定リフォームローンを含む>(1債権毎)	
(該当物件及び担保物件)所在地:目黒区・品川区・大田区・世田谷区・渋谷区	55,000円
(該当物件及び担保物件)所在地:上記以外 上記との共担保	77,000円

変動金利固定金利選択型住宅ローンの変動金利から固定金利への切替時	5,500円
----------------------------------	--------

期限前繰上げ返済手数料(全額返済かつ貸付日から3年以内)	3,300円
------------------------------	--------

期限前繰上げ返済手数料(全額返済かつ貸付日から5年以内)	2,200円
------------------------------	--------

期限前繰上げ返済手数料(全額返済かつ貸付日から7年以内)	1,100円
------------------------------	--------

期限前繰上げ返済手数料(全額返済かつ貸付日から7年超)	無 料
-----------------------------	-----

一部繰上げ返済手数料	3,300円
------------	--------

住宅ローン返済条件変更手数料	
期間延長・返済金額減額・その他	11,000円
債務者、保証人の変更	1申請につき
その他契約内容の変更	

*全国保証協会の保証付住宅ローンの場合、別途全国保証事務取扱手数料(55,000円)がかかります。

*預金担保貸付、保証付個人ローン(リフォーム資金)は除きます。

融資繰上返済、一部繰上返済手数料

繰上返済手数料	11,000円
---------	---------

一部繰上返済手数料	5,500円
-----------	--------

*住宅、賃貸住宅ローン、制度融資、協会付融資、預金担保貸付、保証付個人ローン除く、残存期間1年超の証書貸付(1債権毎)

*実行時新規担保設定なしの賃貸住宅改修資金についてはこちらの手数料が適用となります。

火災保険質権設定手数料

初回質権設定時のみ(確定日付料は別途徴収致します。)(実費)	1,100円
*なお、確定日付料は更新時毎に徴収致します。(実費)	

融資関連発行手数料等

融資償還に係る証明書

融資償還に係る証明書(住宅取得特別控除に関する証明書を除く利息証明)	550円
------------------------------------	------

住宅取得特別控除に関する証明書	無 料
-----------------	-----

主債務の履行状況に関する情報提供発行手数料	1,100円
-----------------------	--------

返済予定表再発行手数料	1件につき	330円
-------------	-------	------

*その他、この表に記載されていないものは所定の手数料がかかる場合がございます。

*規定された手数料以上の実費がかかった場合、ご請求させていただきます場合がございます。

*資金移動(データ転送サービス)は表記の料金のほかソフトウェア(33,000円)が必要です。

*カードローンおよび提携会社のキャッシングサービスの詳細は店頭でご確認ください。

*記載の金額には10%の消費税が含まれています。

開示項目一覧

本誌は、信用金庫法第89条等に基づいて作成したディスクロージャー資料です。その各項目は以下のページに掲載しています。

単体ベースの項目(信金法施行規則第132条)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1) 事業の組織	48
(2) 理事及び監事の氏名及び役職名	48
(3) 会計監査人の氏名又は名称	30
(4) 事務所の名称及び所在地	10
2. 金庫の主要な事業の内容	15 ~ 17
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	3 ~ 4
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標	3
① 経常収益	
② 経常利益又は経常損失	
③ 当期純利益又は当期純損失	
④ 出資総額及び出資総口数	
⑤ 純資産額	
⑥ 総資産額	
⑦ 預金積金残高	
⑧ 貸出金残高	
⑨ 有価証券残高	
⑩ 単体自己資本比率	
⑪ 出資に対する配当金	
⑫ 職員数	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、 コア業務純益、コア業務純益(除く投資信託解約損益)	34
イ. 資金運用収支、役員取引等収支、及びその他業務収支	34
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	36, 37
エ. 受取利息及び支払利息の増減	36
オ. 総資産経常利益率	37
カ. 総資産当期純利益率	37
② 預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の 平均残高	38
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の 区分ごとの定期預金の残高	39
③ 貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	40
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	40
ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	41
エ. 用途別の貸出金残高	41
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	42
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	37
④ 有価証券に関する指標	
ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	46
イ. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	45
ウ. 有価証券の種類別の平均残高	45
エ. 預証率の期末値及び期中平均値	37
4. 金庫の事業の運営に関する次に掲げる事項	
(1) リスク管理の体制	18
(2) 法令遵守の体制	12
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	5
(4) 金融 ADR 制度への対応	12
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書 又は損失金処理計算書	25 ~ 30

(2) 金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額および①から④ までに掲げるものの合計額	44
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
② 危険債権	
③ 三月以上延滞債権	
④ 貸出条件緩和債権	
⑤ 正常債権	
(3) 自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に 定める事項	20, 21, 22, 23, 24, 31, 32, 33, 43
(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び 評価損益	45 ~ 46
① 有価証券	
② 金銭の信託	
③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ等取引)	
(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	43
(6) 貸出金償却の額	43
(7) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、 損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金計算書について 会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	30
6. 役職員の報酬体系の開示に関する事項	49

自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項

① 自己資本の構成に関する事項	31, 32
② 定性的な開示事項	
ア. 自己資本調達手段の概要	31
イ. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要	33
ウ. 信用リスクに関する事項	20
・ リスク管理の方針及び手続きの概要	20
・ 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項	20
エ. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要	21
オ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	21
カ. 証券化エクスポージャーに関する事項	22
キ. オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針 及び手続きの概要	23
ク. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	23
ケ. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等 エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	23
コ. 金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要	24
ク. 金利リスクの算定手法の概要	24
③ 定量的な開示事項	
ア. 自己資本の充実度に関する事項	33
イ. 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	20, 21, 43
ウ. 信用リスク削減手法に関する事項	21
エ. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手の リスクに関する事項	21
オ. 証券化エクスポージャーに関する事項	22
カ. 出資等エクスポージャーに関する事項	23
キ. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	22
ク. 金利リスクに関する事項	24

金融再生法に基づく項目

資産査定公表	44
--------	----

連結ベースの項目(信金法施行規則第133条)

該当ありません。



目黒信用金庫